

平成13年3月9日(金曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員 農業委員会	松田英彰	事務局長
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成13年3月第1回定例会

議事日程第4号

第1回定例会

平成13年3月9日(金)

午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 一般質問
" 2 議第41号 寒河江市助役の選任について
" 3 議案説明
" 4 委員会付託
" 5 質疑、討論、採決
散 会

平成13年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　　これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、2月27日及び本日3月9日に開催されました議会運営委員会において審議されております。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月7日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成13年3月9日(金)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
17	市民の社会参加活動について	奉仕活動(ボランティア活動)の 涵養について	19番 松田伸一	市長
18	学校教育について	環境教育の充実について		教育委員長
19	社会教育について	奉仕活動(ボランティア活動)に ついて 体験教育のあり方について 国民文化祭の準備状況について 家庭教育のあり方について 体験教育のあり方について		教育委員長
20	教育行政について	30人以上学級の解消に向けて、 このたび県の発表した「やまびこ プラン」とのかかわりで、市の対 応について 小中学校の特殊学級の運営につ いて	22番 遠藤聖作	教育委員長
21	行政一般について	人事管理について 情報公開と市民参加の行政推進に ついて	18番 内藤明	市長
22	IT革命に対応した 「電子市役所」の構築 について	全庁的な推進体制の確立について 庁内LANシステムの導入につ いて 地域に対する情報通信ネットワ ーク網の整備について 行政の地図情報システムの一 元化について	21番 那須稔	市長
23	庁舎の環境管理につ いて	環境ISOの取得について 事務用品のグリーン購入につ いて 低公害車の導入の推進につ いて		市長

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号17番、18番、19番について、19番松田伸一議員。

〔19番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は、子供を取り巻く環境について、子供たちが地域社会で健全にはぐくまれるため、どのようにすべきかを考えて、順次質問してまいります。

今、自分の子供に対する親の虐待や17歳という年齢期に社会を震撼とさせる事件を引き起こした子供たちが顕在化してまいりました。これらの問題に大人がどう対処し、子供たちにどのように取り組まなければならないかを提言を交えながら質問してまいりますので、市長を初め教育委員長の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

17番、市民の社会参加活動についてであります。私はボランティア活動の涵養についてを中心に質問してまいります。

最初にお断り申し上げますが、私は「ボランティア」という言葉は余り好きではありません。現在、一般的に用いられているボランティアという字句は、ボランティアを受ける立場、行う立場に何らかの強要とか金銭的なものがちらついているような気がしますし、公的な立場でのコーディネーター的な働きをする人たちも介在するときもあります。私の考えているボランティアとは、一番重要なことは、だれからも頼まれるものでもなく、自発的に行うことが大切だと考えています。

現在、使われているボランティアという言葉には、だれかのためにとか、何らかの目的を持ち、大勢で行う行為が大半ではないでしょうか。例えば、フラワーロードに花の苗を植える作業のように、町内会ごとに区域を区切られ、日時を決められ、各戸から何人かが出て花の苗の植栽を行います。このこと自体は大変好ましいものと思っておりますが、何らかの理由で出られない人が1人や2人ではないと思います。このようなときに、欠席した人の話題が出てくる場合があります。欠席した人の家庭には、それぞれの事情があり、出たくても出られないわけがあるのではないのでしょうか。このようなとき、町会全体で温かく見守る態度が必要だと思います。

このような場合、市長はどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

18番、環境教育の充実についてであります。これも大変申しわけありませんが、私自身、現在の学校教育でどのような環境教育が実施されているか充分把握できないまま質問することをお許し願った上で、質問に入らせていただきます。

寒河江市は、都会に比べ大変恵まれた自然環境の中で子供たちは伸び伸びと学習できる恵まれた環境にあります。それぞれの学校で、自然環境と調和を図りながら、学習環境づくりに励まれていることに敬意を表しております。

醍醐小学校で行われている蛍の飼育など、学校外の施設といえますが、蛍の生育環境に合わせた施設をつくられております。生育状況の調査などで、子供たちが現場まで移動を伴うことも起きているのではないかと推察しますし、飛翔の観察には夜間もあるのではないかとと思いますが、環境教育の充実には非常に困難な課題があるのではないかと考えています。充実に伴う課題、家庭の協力など、これから考えられる課題をどのような方法で解決を図られているかをお伺いいたします。

以前、継続した自然環境の重要性を考え、気象観測用の百葉箱の設置状況を質問いたしましたが、現在、小学校、中学校それぞれの活用状況もお伺いいたします。

の奉仕活動（ボランティア活動）については、市長にもお伺いしましたが、12月に森首相の私的な諮問機関と言われる教育改革国民会議から発表になりました教育を考える17の提案の中に、奉仕活動を学校で全員が行うようにするがありました。現在まで、学校ではこのような奉仕活動をどのように取り組んでこられたのかをお

伺いたいします。

また、ボランティア活動と奉仕活動の違いをどのように受けとめられているか伺いたいします。

体験教育のあり方ですが、昔から教わったものは忘れやすく、体験したものは忘れにくいと言われております。だから、改めて体験学習が取り上げられているものと思いますが、これから体験学習、体験教育をどのような方法で学校教育に取り組んで行われるかをお伺いいたします。

最後に、社会教育との関係でお尋ねいたします。

国民文化祭の準備状況についてですが、山形県では都市緑化フェアが平成14年に、その次の年、平成15年には国民文化祭が開催されます。全国的な規模のイベントが2年続けて行われるわけですが、都市緑化フェアも国民文化祭も全国に寒河江市をアピールする大きなチャンスと思います。寒河江市で取り込まれるのは民俗芸能の部と聞いておりますが、これからどのような方法で準備を進められているのかをお尋ねします。

それに伴い、県の方針によりますと、13年度の広報計画では、実施計画大綱の周知を図り、開催機運の醸成を図りますとありますが、平成14年度に寒河江市独自のプレ民俗芸能祭などを企画し、機運の醸成に役立てるなどの方法もあると思われませんが、どのようなものでしょうか。

次に、家庭教育のあり方について伺います。

家庭教育の重要性は教育の原点とも言うべきものでありますが、公教育が発生する以前から家庭であったと思われれます。現在においても、だれが、いつ、どのような方法で家庭教育を行うのか、何を学ばせるのかわからないまま現在に至っているのではないのでしょうか。これからも、家庭教育はどのように行うのがよいのかなどと結論も見出せないのではないかと思います。でも、このままの状況を放置できないこと、何らかの対策を迫られていることは確かであります。みんなが知恵を出し合い、よりよい方向を見出さなければならないと思います。それには、地域全体に教育力を高める方法を模索する必要があると思います。

現在、教育委員会で家庭教育力の向上のため何が必要と思われておられるのかをお伺いいたします。

体験教育のあり方ですが、学校教育と社会教育が連携して行うことにより、相乗的な効果が期待できるような気がします。家庭教育も地域という広い立場で行動することにより、偏りがちになる家庭教育を、より公平で、より均等に各家庭でも取り組みやすい方策が見出せられるのではないかと考えます。それには、分館ごとのような比較的小集団で、公民館活動を積極的に活用することを考えなければと思っているのですが、教育委員長の御意見をお伺いし、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

近年、価値観の多様化や自由時間の増加などを背景といたしまして、全国的にボランティア活動に対する関心が急速に高まってきており、文化、青少年育成、環境、国際交流、福祉など幅広い分野で多様な活動が行われております。特に、阪神・淡路大震災を契機にいたしまして、ボランティア活動に対する民間の主体的な非営利活動、いわゆるNPO活動への関心が高まり、全国各地でボランティアの輪が広まってきていることについては御案内かと思えます。

ボランティアについての考え方でございますが、ボランティアは自発的に自分の意思に基づいて社会が抱える福祉問題、自然環境保護問題、人権問題など、生活をめぐるさまざまな問題や解決すべき課題を自分とのかかわりで主体的にとらえ、その解決や支援のために参加し、活動することであると理解しているところでございます。

自発性というものは、多様な福祉問題や社会問題に直面したとき、ほうっておけないという連帯感、危機感から、問題をみずからの問題として取り組み、行動を起こす動機づけとなるものとおもっておるところでございます。

また、純粋に個人の自発的な活動ばかりでなく、町内会や婦人会、老人クラブなどの地域団体が活動の一環として地域社会に貢献するさまざまな活動もボランティア活動としてとらえていいと思えます。

本市におけるボランティア活動については、既に御案内のとおり、従来の社会福祉分野や教育分野のみならず、お話にございましたフラワーロードの植栽を初め、市民、企業、行政が一体となって取り組んでいるところのグランドワーク手法による公園づくりなど、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江のまちづくり」に対しましても、多くの方々から参画していただいております。民間の活力による新たなまちづくりの手法として定着してきたことについては、県内外からも大きく評価されているところではないかと思っております。

ボランティア活動は、自主的に動いているからこそ活力があるのであり、まちづくりなどへのボランティアについても同様であります。都合によって参加したくても参加できない方に対する配慮と、地域で温かく見守ることが大切であろうと思っております。

ボランティア活動の総合的な推進と情報発信基地としての役割などを担うため、平成9年4月にハートフルセンター内にボランティアセンターを開設し、指導員を配置しております。活動や打ち合せの場として、自由に利用できる団体活動室や研修室を整備してきたところであります。

ボランティアセンターでは、活動に対する理解を深め、活動の活性化を図るため、ハートフルボランティア情報を定期的に発行し、活動内容や必要なボランティアの情報を積極的に提供してきたところでございます。また、時代に即応したところのボランティアの育成についても重要な課題であることから、養成講座の開催や各分野で活躍している団体やグループとの交流会を開催いたしまして、いつでも、だれでも、どこでも気軽に活動できる環境づくりに努めているところでございます。

ことし2001年は、ボランティア国際年でございます。ボランティア国際年は、国際連合総会において提唱されたものであります。21世紀の扉は、物の豊かさから心の豊かさへボランティアが開くことを念頭に置いて、ボランティア活動の推進、ネットワークづくりが日本国内はもとより世界各地で展開されることとなります。

また、市内で活動しているボランティアグループ数は、ボランティアセンター開設当初の25団体より現在では35団体にふえまして、活動の内容もさまざまな領域に広がるなど、活発化してきております。養成講座の終了者が新たなグループを結成したり、今回の大雪では雪おろしボランティアが活躍するなど、高齢化社会等に対応した活動が展開されており、また、ボランティア活動を支える民間の支援団体が芽生えるなど、ボランティアに対する関心が高まりを見せております。ボランティア国際年を契機に、ボランティアに対するところの意識のさらなる高揚と輪の拡大を図るとともに、民間の主体的な活動を促進するため、ボランティアセンターにおける相

談や団体の支援体制を一層充実してまいる考えでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 おはようございます。

最初に、学校教育について、まず環境教育の充実について申し上げます。

環境教育の目的は、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や問題解決の能力を育成することにあります。環境教育は、学習指導要領の総則において、総合的な学習の時間の内容の一つとして例示されており、社会科、理科、生活科、家庭科などの教科学習の内容も広い意味で環境に関する問題を発見したり、解決したりする能力の育成とかかわりを持ってあります。

環境教育の重要性については、各学校も十分理解しており、寒河江の豊かな自然や各学校の地域性を生かした活動が行われております。

例えば、松田議員からも御紹介あったように、醍醐小学校では田沢川に生息する蛍の飼育のえさとなる川二ナの養殖、手づくりの看板でホタルの保護や地域のよさをアピールするなど、自然観察にとどまらず、子供たちがみずから自然に働きかけて環境保全に取り組んでおります。

また、その背景には、蛍の飛び交う美しい自然を取り戻そうという地域の方々の尊い努力があり、こうした方々と学校とのすばらしい協力関係によって行われているものと理解しております。

一般的に、こうした自然とかかわる環境教育を推進する上で、課題となることは幾つかございます。

例えば、自然環境の教材化を考えた場合、地域の情報をどのように収集し、整理し、活用するかという課題があります。つまり、教師にとって地域の自然やよさを理解するには時間がかかり、それなりの努力が必要であります。どの場所にどんな植物が自生しており、それはどんな特徴があるか。教師自身が地域に出かけ、自分の直接体験を通して理解することが重要であり、また、そうした研修の時間を積極的に保証する必要があるとございます。各学校においては、こうした時間を確保するよう努めているものと理解しております。

また、教職員の異動とともに、せつかくの教育情報が失われることのないよう、地域の情報の蓄積に努める必要があります。

そこで、各学校では計画・実施・反省の記録を充実させ、学区内の環境マップなども作成して、情報の共有化と実践の継続を図っております。あるいは、地域に詳しい人材を登録し、人材バンクとして整備、活用することなども行い、地域の教育力を積極的に活用するシステムづくりに努めております。

ほかにも、離れた場所に出かける場合、移動に時間がかかったり、複数のグループが分散して出かけるような場合、安全管理の問題がございます。時間の確保につきましては、時間割を変更し、日課表の弾力的な運用に努め、活動時間を確保するようにしており、また安全管理のためには、担任以外の教員が引率に協力するような体制をとっております。

今後、考えられることといたしましては、例えば、アメリカなどでは一般的なようではありますが、教育ボランティアとして保護者が教師の補助者となって引率に協力していただくことなどもあろうかと思えます。現在でも、開かれた学校づくりの一環として、保護者の専門知識や体験を授業で活用することは行われており、学校と保護者の協力関係をさらに開発し、強化するよう支援してまいりたいと考えております。

さて、百葉箱の設置と活用状況についてお尋ねですが、市内小中学校14校中、設置されている学校は9校あり、理科の気象に関する学習で活用しております。また百葉箱がない学校につきましても、温度計や湿度計などの器具を使用して学習しております。年間を通して継続して観測している学校も2校あり、その内容としては、記録温度計が自動的に記録した1時間ごとの気温グラフをもとに、気温の変化を学習したり、去年と今年の寒さの違いなどについて、学校だよりで広く地域に知らせたり、地球の温暖化について考える手がかりにしております。

次に、奉仕活動、あるいはボランティア活動の市内小中学校における実施状況について申し上げます。

御案内のように、花と緑とせせらぎのまちづくりの一環として、寒河江市の次代を担う人材の育成の立場から、

フラワーロードの花の植栽、除草、清掃などに沿線の学校はすべて参加しております。児童会や生徒会が主体になって計画し、アルミ缶やプルタブ、牛乳パックを回収してリサイクルに協力したり、老人ホームへの訪問、奉仕活動、ユニセフや赤い羽の共同募金、クラスごとに花を持ち寄り市立病院に飾って安らぎと潤いを与えるなど、学校や学年単位でさまざまな活動が行われております。

また、子供会などの地域活動においても、公園や道路の清掃や除草など、地域の実態に応じて行われており、地域においてもすべての学校においてこうした活動の重要性について十分理解し、実態に応じて継続的に行われております。したがって、ほとんどの児童生徒が何かしらの奉仕活動、あるいはボランティア活動に参加しているものと理解しております。

さて、ボランティアと奉仕活動との違いをどのように受けとめるかとお尋ねですが、いずれにしても、人間にとって価値ある生き方を学ぶ大切な教育活動であります。学校においては、両者の違いを必ずしも明確に意識しない場合もございますが、多くの場合、ボランティアとは個人、あるいはグループの自由な意思によって、時には個人の特技のよさを生かして、自主的、自発的に行われる活動であり、奉仕活動とは、どちらかと言えば他律的、時には自己犠牲なども伴いながら、計画的に社会や公のために貢献する活動ととらえている場合が多いようであります。

このような認識に立てば、教育とは本来意図的、計画的なものでありますので、ボランティア活動と称しても、実は奉仕活動である場合もございます。また、学校によって用語を吟味して、ボランティア体験と呼ぶこともございます。

本市教育委員会といたしましては、おおむね各学校が理解する内容に沿って理解しております。なお、最近全国的な論議では、ボランティア活動とは、社会に対する個人の問題意識から出発し、自主的に始まる活動であり、結果的には、民主主義の発展につながるものであること。それに対し奉仕活動とは、社会や公に対しての貢献意識から他律的に始まる活動であり、結果的には個人の道徳的成長につながるものという考え方も示されておるようであります。

以上のことから、教育活動を進めるに当たっては、ボランティアと奉仕を明確に区別しとらえることは必ずしも合理的ではなく、むしろ人格の形成上、相互に補完する関係にあると考えております。

最後に、体験活動のあり方について申し上げます。

現在、学校教育が体験活動を重視していることは御案内のとおりであります。その背景は、現代の子供たちの生活体験が乏しく、自然との触れ合いはもちろん、人間関係が希薄になっていることなどによって、本来の円満な発達に阻害されているという認識がございます。また、知識中心の学習から、子供が体験を通して実感し、納得したり、本音で語り合うような学習に転換し、学ぶことのよさを感じるよう努めているからであります。

例えば、昔から伝わる遊びや祭り、伝統芸能などを体験することによって、地域の歴史と文化、伝統を学んだり、田畑での農業作業を通して、勤労と生産の大切さを学ぶなど、さまざまな体験活動が行われております。また、教科の学習でも、例えば、算数、数学の学習で図形を実際に重ね合わせて確かめてみたり、国語の学習で音読を練習し、老人の施設を訪問し、読んであげる活動なども含んでいることを御理解いただきたいと存じます。

さて、こうした体験学習は、校長の経営方針のもと、各学校が主体的に創意を生かして行われるのが基本ですが、本市教育委員会としても、各種会議や研修会の折に触れ、積極的に行われるよう働きかけております。

また、特色ある学校づくりの支援事業においても、それぞれの学校らしい体験学習が行われるよう積極的に支援しているところであります。

社会教育について申し上げます。

最初に、国民文化祭の準備状況についてお答えいたします。

国民文化祭は、「文化の国体」とも呼ばれているもので、国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場として開催されるものであります。それは国民の文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、あわせて地方文化の発展に寄与することを目的とするものであります。

国民文化祭は、文化庁、開催地都道府県、開催地市町村及び芸術・文化団体等が主催し開催されるものであります。第1回大会が昭和61年度に東京都で開催された後、各都道府県で順次開催されてきており、12年度は広島県で開催されました。今後は、群馬県、鳥取県での開催に続いて、平成15年度に山形県で開催することが内定しております。そのため、県では平成12年7月に山形県実行委員会を設立し、開催するための骨格となる基本構想が承認されているところです。

その基本構想としては、名称を「第18回国民文化祭やまがた2003」とし、テーマは、「紅花のくに 咲かそう文化 ときめく未来」となっております。また、会期については平成15年10月4日から10月13日までの10日間としております。

事業の内容といたしましては、合唱の祭典、民謡・民舞の祭典、民俗芸能の祭典など、毎年継続的に開催される10の継続事業と地芝居の祭典、花のフェスティバル、最上川と文化展など、開催地の創意による24の独自事業があり、県内市町村で開催されることになります。

このような中、寒河江市に最もふさわしい演目について、文化の継承や新たな文化の創造を図る観点で、どのようなものを実施するかの検討を進めてまいったところであります。

本市では、国指定の重要文化財である慈恩寺舞楽、県指定の無形文化財の平塩舞楽、日和田弥重郎花笠田植え踊り、そして市指定の田植え踊り、獅子踊りなど、古くから地域で歌い、踊り継がれている貴重な民俗芸能が数多くあります。

そのようなことを踏まえ、郷土に根ざした民俗芸能の歴史的な背景や稲作文化とのかかわりなどを背景に、田植え踊りを中心とする民俗芸能の祭典を演目にしたいと考えているところであります。

また、寒河江市が「花と緑・せせらぎで彩るふるさとづくり」を推し進めており、フラワーロード、フラワーフェスティバルなどを実施し、市民が一丸となって花を育てており、市内の景観が魅力あるものになっております。

また、平成14年度に「全国都市緑化やまがたフェア」が開催されることになっております。このようなことから、日常生活の中で花のさまざまな楽しみ方や花をテーマにした催しなど、花に関する祭りを実施したいと考えているところです。

このほど、国民文化祭山形県実行委員会から、寒河江市においては継続事業として、民俗芸能の祭典、郷土芸能部門、独自事業として花のフェスティバルの開催を内定していただいているところであります。それぞれの具体的な事業の内容としては、先催祭の情報収集するとともに、各関係団体との協議を重ねながら、平成13年度に設立する実行委員会で決定していく考えであります。

国民文化祭開催までの準備スケジュールとして、平成13年度には開催市町村ごと実行委員会を設立し、開催月日、会場、事業内容、出演団体数など、事業別実施計画の策定を行います。平成14年度には、開催要綱、募集要項を作成し、参加希望をとることになります。祭典への出演団体については、原則として都道府県からの推薦によって決定されることから、各都道府県に募集要項を配布いたします。

あわせて、大会を翌年度に控え、開催の周知と盛り上がりを図るため、プレ国民文化祭を実施する計画です。そして、平成15年度には出演団体の正式決定を行い、10月には第18回国民文化祭やまがた2003を開催することになります。

なお、紅花のつぼみをもとにしたマスコットキャラクターの愛称が「紅太郎」と決定し、今後広報活動に活躍することになっております。

なお、国民文化祭という大きなイベントを契機として、国民の文化意識の向上が図られ、文化が身近になるものと思っておりますし、市民全体で取り組む文化祭として盛り上がりを図っていききたいと考えております。

同時に、寒河江のよさを全国に向けて発信できる絶好の機会と考えてとらえており、この国民文化祭の成功に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭教育のあり方についてお答えいたします。

少子高齢化、高度情報化、国際化が急速に進展する中で、物質的な豊かさに恵まれている反面、心の豊かさが失われつつある社会状況は、21世紀を担う子供たちの健全育成を図る上で、非常に憂慮すべき事態となっております。

昨年度も、全国的に見ますと、たび重なる少年犯罪が発生し、凶悪化、低年齢化の傾向が強まっており、その背後には問題を抱える家庭があることがクローズアップされ、子育ての危機が叫ばれております。また、少年法改正など、少年事件への厳罰化が論議される一方で、児童虐待の被害を受ける子供の数がふえ続けてきていることや、引きこもりの若者を抱える家庭の問題も深刻になってきております。

これらの問題の要因としては、地域社会の人々の絆な希薄化や核家族化による人間関係の疎遠に伴う育児不安や育児ノイローゼなどからくる子供への過干渉や、親としてよりも自分自身の生活を重視し、子育ての時間や労力を第三者に任せようとする親の価値観や考え方の変化などがあるとされております。

家庭は、子供の生涯にわたる人間形成を培かう最も大切な場であり、そこで行われる教育は親と子が心の奥底でしっかりと結ばれてこそ成り立つもので、兄弟姉妹や祖父母などとの多様な触れ合いを通じて、人間として基本的な資質や能力を培うものであります。そして、その役割は主として両親の自覚と努力に期待することが大きいと考えております。

しかしながら、現状ではさまざまな要因によって、家庭における教育機能の低下があらわれており、行政としても積極的に支援策を取り組まなければいけないことだと考えているところです。

その子育て支援と家庭教育の具体的な取り組みについて申し上げます。

一つは、乳幼児を持つ親へ家庭教育手帳を配布し、小中学校の子供を持つ親には家庭教育ノートを配付して活用をお願いしているところです。

二つ目は、教育と健康の専門家を家庭教育ネットワークとして配置し、子育ての相談業務を行ってきました。

三つ目は、今年度から親と子の活動を支援するため、さがえ子どもセンターを設置して、休日を楽しく有意義に過ごしてもらうための情報誌「たまてばこ」を発行し、活用いただいております。

四つ目は、人づくり、地域づくりの拠点である公民館や分館を活用して、家庭の教育力や地域の教育力向上のための事業を展開しております。

具体的に申し上げますと、市公民館連絡協議会主催で、子供の地域活動を推進するための懇談会を開催し、公民館関係者、PTA、市内の各団体の関係者が集い、父親の子育て参加と家庭のしつけ、子供も参加するイベントのあり方、世代間交流の大切さなど、さまざまな実践活動の情報交換を行っております。

また、西村山婦人大会では、人間らしい子供を育てる親の役割について講演会を開催したところです。さらに、各地区公民館や分館、各婦人団体の取り組みといたしましても、若妻レディースセミナー、婦人教育大会、子供会育成会研修会、中学生の親を対象としたほのぼの講座、子育てサークルであるyou友クラブやアンデルセンの会では、親子触れ合い事業などを実施しております。

五つ目には、家庭教育のあり方を見直すため、就学前の子供を持つ保護者を対象に、子育て講座を平成13年度から開催する予定です。

このように、家庭教育力の向上や地域教育力の向上のための取り組みについては、各家庭や地域がそれぞれの役割と課題をしっかりと見きわめて対応することが大切であると考えております。そのためには、親がきちり子供と向き合い、家庭の秩序やしつけを実施することが基本であり、地域においては、子供を温かく見守り、大人自身があいさつや声がけの実践と空き缶、吸がらを捨てないなど、今できることを実行し、基本的なモラルやマナーを守ることを通して、大切なことは何かを気づかせ、範を示すことが肝要であると考えております。

これらの取り組みを家庭、あるいは地域の隅々まで広げ、それぞれの持つ教育力の向上を図ることで子育て危機を乗り越えていくことが重要であると考えております。教育委員会としても、引き続きさまざまな事業の展開、あるいは子育て支援をしてまいりたいと考えているところです。

次に、社会教育面での体験教育のあり方についてお答えいたします。

子供にとって体験学習については、教科書などから知識を頭で覚えるだけでなく、みずから日常生活や自然体験の中で疑問や課題を見つけ、それを自分の力で解決していく、そういう豊富な体験活動の中にこそ学ぶべきことがたくさんあるということだと思います。

文部省は、平成10年度に小中学校を対象に、子供の体験活動に関するアンケート調査を実施しております。それによりますと、自然体験、生活体験が豊富な子供ほど、道德観、正義感が身についている傾向が見られるという調査結果が出ております。

調査項目の中の生活体験、自然体験について申し上げますと、小さな子供を背負ったり、遊んだりしたこと、ナイフや包丁を使ったことなどの生活体験の度合いと、友達が悪いことをしていたらやめさせる、バスや電車で席を譲るといった道德観、正義感の度合いとの比較集計をしております。

それによりますと、生活体験が豊富な子供ほど道德観、正義感が身についているという傾向が見られます。また、昆虫をつかまえたこと、太陽が昇るところを見たこと、夜空の星をゆっくり見たことなどの自然体験の度合いと道德観、正義感の度合いと比較集計したところ、同様の傾向が見られたという調査結果が出ております。このように、子供の生きる力をはぐくむためには、生活体験、自然体験活動は極めて重要な今日的課題だと考えているところであります。

このようなことから、社会教育の分野におきましても、体験活動を取り入れたさまざまな事業を展開しているところです。

市の公民館の自主事業について、二、三例を申し上げますと、自然観察、キャンプ体験、化石発掘、土器づくり、親子料理教室など、体験を学習プログラムに取り入れた少年少女郷土史講座、中学生葉山キャンプ、森の少年団、わんぱく体験隊などの事業を実施しております。

また、公民館分館での事業として、慈恩寺子供会育成会が絵灯籠を製作し、神社の参道を幻想的に彩る夏の伝統行事の例があります。地域においては、地域に根ざした伝統行事があり、先祖から受け継がれている伝統行事を体験すること、例えば、幸生の病送りなども子供の感性や郷土愛をはぐくむことにつながる社会体験だと思います。

体験教育といいましても、生活体験、自然体験、社会体験、ボランティア体験など、幅広い領域にわたっております。自然環境を生かした体験教育や環境教育の場として、近辺での県環境保全センターや県立自然博物館など、環境学習実施などの環境学習施設のほか、谷沢の憩いの森、長岡山キャンプ場、朝日少年自然の家などがあり、体験事業を実施する際には活用を図っているところです。

さらに、人材活用ということもございます。県環境アドバイザー派遣制度というのがございますが、公民館事業での活用のほか、子供会育成会などの団体での活用についてもPRに努め、積極的に活用をお願いしているところです。

地区公民館での体験事業の企画、実施に当たっては、社会教育指導員、地区公民館活動推進員や各地区のいろいろな技能、経験を持つ地域の先生、ボランティアの方々の協力を得ながら、子供は地域で育てるということを念頭に、今後とも前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、学校教育と密接な連携を図ることも大切なことだと考えております。また、公民館職員の資質の向上や体験学習プログラム研究など、今後ますます必要とされる体験教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 第2問を継続して行うような必要がないほど丁寧なお答えをいただきましてどうもありがとうございます。

少々、私の考え方を述べてみたいと思います。

グラウンドワークは寒河江市で非常に活発に行われているわけですが、市の方では、ハートフルセンターにコーディネーターがおって、いろいろなことをやってくれておられるわけですが、コーディネーター、いわゆる調整役のほかに、もっと積極的に活動する、グラウンドワークの中ではファシリテーターとか言っていますけれども、そういうふうな人材の育成が非常に寒河江市の場合は少ないのではないかなと思っています。

実際、中心となって牽引役となって住民の意見をまとめるのではなくて、問題点を発見する手段とか方法とかを引き出す役割、いわゆるグラウンドワークで言っているファシリテーターですけれども、そういうふうな存在が寒河江市では非常に見えにくく、私の目から見えにくくなっているわけですが、そういうふうな面でもっとファシリテーター的役割をどんどんと育成していただきたいと思います。適当な、適当というか、非常に頼みやすいとか、そういうふうな資質を持っている方は、地域で言えば分館の主事さんとか館長さんとか、そういう方がファシリテーター的役割の研修会とか、そういうふうなものの開催とか、積極的に取り入れていただきたいというのが私の意見です。

それから、体験学習で、学校教育の方と社会教育の方と同じような質問を別々に行ったわけですが、最後に教育委員長からは連携して行くと、これが非常に大切だと言われています。でも、社会教育と学校教育の連携と言われてから何十年になるかわかりませんが、言葉の上では連携という簡単な言葉で片づけられておりますけれども、現場で、例えば、同じ社会教育団体でもPTAと子供会の活動とか、密接に連携して行われていることが非常に少ない。

学校と地域ともっと密着した活動をどのように行えばよいか。やはり体験した子供のさまざまな体験のあるなしで、感性が非常に大きく変わっているということ、今教育委員長からお答えありましたけれども、やはり正しく体験させるということが非常に大切だということを一認識した上で、地域での体験学習の指導者をこれからどういうふうにするか。今、答弁の中で社会教育主事さんとか、それから公民館活動推進員とかという話も出ましたけれども、今までの経験が役立つ指導の方法と、目まぐるしく変わっている社会情勢の中で、新しい知識がどんどんどんどんふえている、そういうふうな面での指導者の研修が寒河江市の場合は非常に手薄になっているという実感がいたします。

そういうような意味でも、公民館活動推進員などの研修などを積極的にやっていただく。活動推進員の中には、もちろんちゃんとした仕事を持って、そのほかに活動推進員として働いているわけですから、これはボランティアというわけではなくて、その技量を知る方でちゃんと認めて、代価を払うと、奉仕の代価を、奉仕の代価というおかしから、教えてくれた代価をちゃんと払う、そういうふうな態度、そういうふうなことで活動推進員たちの人格の向上にも役立つし、新しい知識の吸収もできると思いますので、そういうふうなこともぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、家庭教育ですが、さまざまメニューがあってやっているわけですが、参加者が非常に乏しい実態ではないかと思っています。育成推進員でやっているわいわい子育て塾なども、非常に参加者が少ないと聞いておりますし、それはどういうふうなことかなと考えるわけですが、やはり今親自体も子供と同じように引きこもりになっているのではないかと思います。

そういうような面でも、やはり引きこもったままでも学習できるというのは、やはり地域全体で地域の自治能力といいますか、地域の教育力が非常に低下している言われますけれども、だったら地域の教育力を高めるにはどのようにすればよいかということなども、これからはもっともっと力を入れてやっていかなければ、このような現

状を打開、このようなと言うのは、今子供たちを取り巻く環境が大人の環境も悪くなっていますし、さまざまな状況でよい方向にいつているとはだれも認識していないと思いますけれども、そういうような面でもっと地域全体で地域を考える自治能力といえますか、そういうふうな面での支援が大切ではないかなと思います。

きのうも伊藤 論議員から地域活動の支援、傷害保険のことが出てきましたけれども、やはり市で保険料を支援するというのではなくて、こういうふうな問題が出たときに、自分たちの地域で、自分たちがどのように解決すればよいか、事故が起きないようにするにはどういうふうなことが一番大切なのかということを考えていただいて、万が一のときには、それではどうするかということも順次教えるというか、学習する機会がぜひ必要だと思います。

やはり自分たちが参加して、自分たちが何か起きたときに自分たちで対処すると。そのほかに、もっと上の方で責任賠償とかそういうようなものは市の方でしっかりやると。そうでないと、地域のリーダーなどは、これからは非常に育ちにくいのではないかなと思います。子供会などでの事故など、幸い寒河江市では起きていませんけれども、この前、酒田の方では打ち上げ花火をやったときに、花火が子供の頭に当たったとかというような事故があって、当然主催者の責任が要求されるわけですがけれども、そういうふうな場合の主催者に対する責任賠償、そういうふうなものを、どうしてもできない大きな賠償に対する補完をやはり行政で考える時代ではないかなと、私は思っておりますけれども、そんな面で責任者に対する賠償責任の方向づけなど、これからどう考えるかということなども、そういうふうな考えを持っていただきたいと思います。

それから、環境教育ですけれども、自分たちがどのような環境で育ったかということも育ってから思い出すというのは、市長の施政方針でもありました原体験につながるんだと思いますけれども、そういうふうな意味でも、記録して、その子供たち自身が記録したものが、その学校の歴史として残る、そういうふうな記録の方法が私は非常に重要だと思っております。

例えば、何げなく校庭に生えている樹木、その樹木を木の直径を毎年記録する、枝の高さを毎年記録する、そういうふうな記録の積み重ねが、自分たちが在学したときにこの木の太さはここまでだった、高さはここまでだった、枝の張りぐあいはここまでであったのに何年かたって学校を訪れたときには、もうその枝が枯れていなくなった。そういうふうな思い出づくりというか、それも大きな環境教育の一つだと思います。

この前、打ち合わせのときにも話したんですけれども、学校では環境教育の一環として朝顔を育てたり、ヘチマを育てたり、学校でやっているわけですがけれども、1年生は何々で、2年生は何々というのではなくて、一緒にヘチマ、つる植物だったらつる植物と一緒に育てる、そしてその変化を見る、植物というものはというと、非常に学者の話し方になりますけれども、一つの種から一本の芽が出るわけですがけれども、二つ並べて植えることによって、お互いに影響し合う、三本植えるとまた影響し合う、四本、五本、六本とたくさん植えることによって、さまざまな影響が出る、そのことなども、やはり学ばせる。朝顔ですと二本ぐらいで終わるんですけれども、なぜ二本植えるのか、一本植えるとうなるのか、それがやはり課題の見せ方。そういうふうなものも、これから環境教育の中では重要になってくるのではないかなと思います。

そういうような面で、これから環境教育の重要性というのはますます大変になってくると思いますので、先生方も新しい知識を得ながら、寒河江市独自の環境を生かしながらやっていただきたいと思います。

それで、醍醐の虫の話が出たんですけれども、学校では、学校の先生が終生その学校で教鞭をとるわけではありませぬので、やはり先生方がかわりますと教育に対する情熱も自然と変わってくるのが今までの現状だと思います。醍醐地区は、寒河江川の影響もありまして、非常に豊富な植物群が生えている地域だと言われておりますし、それを丹念に調査した時代もありましたし、そういうような面でもっともっと平塩地区にはいろいろな湧水があって、トンボの生息、種類が非常に多いとかさまざまあるわけですがけれども、そういうふうな面をもっともっと調査して、植物だけでなく、植物の調査はある程度終わったと思いますけれども、動植物、特に小動物の調査、昆虫類の調査など、まだまだ手薄な面があると思いますので、その点をよく調査して、学校教育に非常

に役立つものがたくさんあると思いますので、そういう面での活用も図っていただきたいと思います。

最後に、国民文化祭の件ですけれども、着々と準備が進められていると思います。私は、郷土芸能というのは、今観光が発達していて、さまざまな地域にお祭りを見に行くことができると思いますけれども、寒河江の文化と非常に似ていると言われている姉妹都市の安東市の能楽とか、去年は仮面の踊りが来ましたが、サムルノリとか、そういうような面での葬式の送りの原音と言われております能楽など、そういうような面での異国芸能との触れ合いなども。特に姉妹都市である安東市などに依頼すると、何とか可能なような気がしておるんですけれども、そういうような面での芸能、それからもっともっと、寒河江市の芸能とはほとんど関係ないというか、非常に寒河江市の芸能では不足している番楽とか、そういうような面でのそういうようなものも寒河江市の市民にずっと近づけて、郷土芸能というのは、ここにはこういうようなものがあるけれども、もっと違った地域ではこういうふうなものもあるんだよというような市民に教えていただくというプログラムも必要ではないかと思っています。

寒河江市で、幸いにも郷土芸能という大きなジャンルの催しがあるわけですが、それも単なる寒河江市に伝わっているものだけでなく、広く全国的なものも全国から公募していただいて、寒河江市にぜひこれは見せたい、見ていただきたいというような演目がありましたら、演目を探し出して、ぜひ寒河江でやっていただきたいものだと思っています。

以上で、質問というか、私の説を述べまして、もし考え方がありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 グラウンドワークのお話が出ましたけれども、御案内のように、グラウンドワークは自然環境、あるいは生活環境というふうなものをよりよくしていこうというような運動なわけございまして、その母体となって盛り上がるのは、地域の有識者という場合もございますし、同好会というような場合もございますし、町内会という場合もございますし、あるいは団体から生れておるわけございまして、そしてまた、それぞれの課題とかテーマというものを、そしてまた場所というようなものを持っておるわけございまして、また、その際にはこのグラウンドワークの場合は、専門的な知識を持っている方からも御意見をお借りするというようなシステムになっているわけでございますけれども、本市の場合ですと、そういうのが割と少ないと、こう思います。そんなことで、これまでは本当に地元のそういう方々の自主的な盛り上がりというもので行われてきたというのが実態だろうと思っております。議員がおっしゃるようなコーディネーターとのつながりというのは、ですから、ほとんどなかったのかなと、このように思います。

コーディネーターの活用をするところのものが出てくるならば、あるいはそういうものが必要なのかというようなことにつきましては、これから考えていきたいと思っておりますし、ですけども、そういうものはあくまでもそのグラウンドワークの活動主体が主体性をとることになるんじゃないかなと、このように思っております。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号20番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に深い関心を寄せている多くの市民を代表して、以下教育委員長に質問をいたします。

質問に先立って、私事ではありますが、議長の許しを得て、一言申し上げたいと思います。

昨年7月に病を得て、8月に手術、それ以降の長期にわたる療養を行うことによって、議員活動を休むことを余儀なくされました。この場をお借りしまして、同僚議員と市民の皆さんに御迷惑をおかけしたことについて、心からおわびを申し上げたいと思います。

以後、健康管理に十分留意をして、議員活動に取り組んでまいりたいと思います。

さて、通告してある質問に入りたいと思います。

高橋山形県知事は、2月の知事選挙終了後の記者会見で、県の単独事業で県内の小学校に85人の非常勤講師を配置し、基本教科を中心に30人授業などの少人数指導を実施すると発表をいたしました。私は、高橋知事が選挙中ではなくて、選挙直後にこの問題に言及したのは、今回の知事選挙で県政の民主化を公約に掲げ立候補した新人の鈴木輝男候補が、30人学級の実現を強く訴えて、善戦をしたことと無関係ではないと思います。

いずれにしろ、学級定数の減少ではなくて、基本教科の少人数教育に限定するもので、いわゆる30人学級とは似て非なるものではありませんが、運用次第では授業についていけない子供の解消など、今日的な教育的課題の解決に向けての第一歩と位置づけ得るものであります。

寒河江市内の小学校を見ますと、20人を少し超えた程度の少人数学級もあれば、40人に近い大規模学級も併存しているのが実情であります。学校や学年によってクラスの人数が20人近い開きがあるということ自体が不公平、不平等であり、一刻も早い解消が求められていると思います。

この学級人数の格差が、教師にとっても学級運営や授業の進め方に大きな負担となっていることが以前から指摘されていたのであります。ただ、新学期を間近にしているにもかかわらず、県は各自治体のどの学校に何人の非常勤講師を加配をするのかということを示していません。

そこで教育委員会にお尋ねをいたします。

マスコミなどで報道された内容によりますと、県は1クラス36人を超える学級のある学校に非常勤講師を加配するというのでありますが、その場合、寒河江市内の36人以上の各学級を単純に引き出しますと、寒河江小学校には新しい1年生、新しい4年生に各1名ずつの2名、中部小学校には新しい1年生、2年生、3年生、4年生、5年生とそれぞれに各1名ずつの5名、南部小学校には新しい6年生に1名、高松小学校には新しい1年生と3年生に各1名の合計10名がこれまでより多く配置されることになるのかなというふうに思いますけれども、そう理解していいのでしょうか。

また、加配教員の運用は学校の独自の判断にゆだねると言っているようですが、寒河江市ではどのような活用を行うのか示していただきたいと思います。

ところで、義務教育での30人学級の実現を願う国民の声は、文字通り全国各地から朋輩として沸き起こっており、寒河江市議会でも一昨年で議会議決として国、県に意見書を提出したところであります。

今国会で政府は、義務標準法の一部改正案を提出しておりまして、きのうから審議入りしています。それに対して、共産党と民主党、社民党の野党3党は、30人学級そのものの実現を目指す抜本的法案を共同提案しています。

その理由は、今回の法改正でも文部省は基本教科ごとの少人数授業は認めたととしても、40人学級の基準は変えようとしていないからであります。既に秋田県では、新年度から独自の予算を組み、常勤職員を採用し、小学校低学年の30人学級を実現するという報道がなされています。子供の成長、発達を支え、学力を維持、向上させ、不登校やいじめなどの今日的な教育課題を解消するための一つ的手段として、少人数学級の実現は急務の課題となっていると思います。市町村の中にも、そうした自主的な動きができつつあります。県内では、御承知のように藤島町が独自に教員を加配するなどして、先駆的な取り組みを行っています。

こうした中で、さきに述べたように山形県もようやく重い腰を上げて、国の大規模学級への少人数授業の導入という文部省補助枠を超えて、県の単独事業として非常勤講師を採用するというふうになっています。

でも、35人学級と36人学級でどういう違いがあるのか、この県の方針を幾ら読んでも理解できないのであります。どこかで線引きをしなければならないことはわかるのでありますけれども、どうせなら30人学級で実施してほしいというのが現場教師の声であります。

寒河江市として、多人数学級の解消という課題をどのように取り組んでいくのか、この問題について市の教育委員会の見解を伺いたいと思います。

次に、市内の小中学校の特殊学級の運営について伺いたいと思います。

現在、特殊学級は知的・情緒の各障害、肢体不自由の各学級があります。市内小学校には、8校に、中学校では全校にそれぞれ何らかの特殊学級が置かれて、いわゆる養護学校ではなくて一般の地域の児童生徒とともに一緒に学びたいという生徒や保護者の願いに沿った教育が行われています。義務教育の趣旨や教育の機会均等をうたった法の精神から、当然にして学区内に該当する児童生徒がいれば、教室を設置しなければなりません。

しかし、現実には、知的障害児学級は10の小中学校すべてにありますけれども、情緒障害学級は小学校では寒河江小学校に、中学校では陵西中学校にしか設置されていません。また、学級には専門教育を受け、知識を持った教員が配置されているとは思いますが、現実の実態はどうなっているのでしょうか。

さらに、主に中学校の場合に起こっているようでもありますけれども、小学校を卒業後、学区外の中学校に通学を強いられる、そういうケースが発生しているようでもあります。これは過去にもあったし、これからもあるという予定であります。

そこで伺います。

小学校にしても、中学校にしても特殊学級に通学する一部の児童生徒にとって、登下校が非常に大変な場合があります。通常の場合、通学班に加わって一緒に登校するというのが普通でありますけれども、そうしたことができない子供もいると思われれます。これまでどのような対応をとってきたのか伺いたいと思います。

特に学区を越えて通学する場合の登校手段について、何らかの手だてが必要な児童生徒に対して、教育委員会の配慮を強く求めるものでありますけれども、このことについても教育委員会の見解を伺いたいと思います。

以上のことを伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政について、初めに学級編制にかかわった御質問にお答え申し上げます。

公立の小中学校及び特殊教育諸学校の小中学部の学級編制及び教職員定数については、昭和33年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が制定されて以来、6次にわたり策定し、実施されている教職員配置改善計画により、教職員定数の改善が図られており、基本的には各学校の児童生徒数に応じて編制される学級数に応じ、必要な教職員定数を算定し、配置するとされております。

そこで、市町村立の小中学校の学級編制については、この国が定めた標準に基づき、都道府県教育委員会が学級編制基準を設定し、それを受けて市町村教育委員会が都道府県教育委員会と協議しながら学級編制をすることになっております。

また、教職員配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、それぞれの学校の学級数の総数に、学校規模別の係数を乗じて得た数を合算し、これに各種の加配定数を加えて算出された全教職員定数を定め、各学校への配当数にするとされております。

これまで教職員の定数改善の主な内容でございますが、昭和34年度からの第1次改善計画では、いわゆるすし詰め学級の解消を、昭和39年度からの第2次改善計画では、45人学級の実施と養護学校教職員の定数化がなされております。

また、昭和44年度からの第3次改善計画では、4個学年以上の複式学級の解消、昭和49年度からの第4次改善計画では、3個学年複式学級の解消と教頭、学校栄養職員の定数化が図られております。

さらに、昭和55年度からの第5次改善計画では、いわゆる40人学級の実施、平成5年度からの第6次改善計画では、複数教員による学習指導、いわゆるTTなどの指導法の改善のための教職員配置などの措置が実施され、今年度で完結することになっております。

以上のような改善計画の経緯と、平成10年9月の中央教育審議会の答申である今後の地方教育行政のあり方についてや、平成12年5月の調査研究協力者会議報告の今後の学級編制及び教職員配置のあり方についてを受け、策定された第7次改善計画では、基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、少人数学級による授業が可能になるような教職員配置をすることの内容であり、平成13年度から17年度までの年次計画で実施する旨、文部科学省から発表されております。

これは、国の学級編制の標準は現行の40人とするものの、小学校の国語、算数、理科、中学校の英語、数学、理科などの基本教科において、少人数授業など、きめ細かな指導などを実現するためのものであります。そのため、平成13年度からの5カ年間で、2万6,900人の定数増を図り、その初年度である平成13年度には、5,380人の定数改善を実施するものであります。このことにより、教員1人当たりの児童生徒数が欧米並みの水準になると期待されております。

さて、御質問にございました小学校少人数授業推進費「やまびこプラン」についてでございますが、県ではこのたび平成13年度、小学校において30人程度の少人数授業を実現させるために、県単独で教員を増員すると発表いたしましたことは御案内のとおりであります。このやまびこプランにつきましては、まだ正式な通知を受けておりませんが、基礎学力の向上を図るとともに、いじめ、不登校などの今日的な教育課題の解決と未然防止を図ることを目的として実施されるものと聞いております。

具体的には、1クラス学級数が30人を大きく超える学級のある小学校に教員を配置し、国語、算数などの基本教科を中心として、30人授業などの少人数指導を実施し、児童の個に応じたきめ細かな指導を推進するものと理解しております。クラスルームとしての学級編制の基準は40人のままとし、それぞれの学校の課題や教科や特性に応じ、学習グループを柔軟に編成することにより、少人数化するものであります。

それを、例えば、40人学級が3クラスある児童数 120人の学年に、さらに教員 1人を配置し、30人規模の四つの学習集団で授業を行うというものであります。このため、県単独で85人の非常勤講師を配置するとともに、国の第7次改善計画による14人と、第6次改善計画により既に配置している 101人の教員分と合わせ、合計 200人程度の教員を県内小学校の36人以上の学級がある 200学年に配置する計画であると理解しております。

2月23日現在による平成13年度の学級編制見込みでは、本市内小学校に36人以上の学級を持つ学年が10学年編制される予定であります。第6次改善計画により、加配済みの教員分もあり、このやまびこプランによる教員の増員がどの程度なされるのか、どの学校に何人の教員が配置されるのか、またどのような指導方法や体制になるかなど、詳細についてはまだわかっておりません。県は4月中に実施要綱を策定し、配置する計画でございますが、国や県においてまだ予算が成立していない現段階では、まだまだ明確なものにはなっていないということを御理解いただきたいと思います。

このような国や県の施策の動きを受けた本市の対応についてでございますが、すべての児童生徒に義務教育を保障し、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、学級編制と教職員配置につきましては、数次にわたる教職員定数改善を通して、着実に改善されてまいりました。そのことにより、1学級当たりの児童生徒数は、全国平均で小学校が27.2人、中学校では32.4人となり、本市でも、平成12年度は小学校27.3人、中学校が35.6人に改善されてきております。

しかしながら、近年、不登校や問題行動、指導の困難な学級などの状況が顕著になり、学校や教師に対する期待や要望がますます高まっております。必ずしも多人数学級に問題が多いと言い切れるものではありませんが、子供たちの変容とかかわって、40人学級を1人の教師が指導するというこれまでの体制が見直される時期にきております。

このようなことから、学校の実態に応じて個に応じた教育ができるような教職員配置を行い、チームティーチングなどの新しい指導方法を積極的に推し進めているところであり、成果を上げております。

また、本市では独自に平成12年度より学習生活指導補助員配置事業をスタートさせ、小学校低学年や特殊学級における指導を援助する指導員を派遣しながら、個に応じたきめ細かな指導を行っているところである。今年度、5校の小学校で実践し、着実な成果を上げております。さらに、特色ある学校づくり支援事業により、地域人材としての外部講師を積極的に招聘し、生きた学習が実践できるような方策を講じるほか、学校ボランティアとしての保護者や地域の方々からも協力をいただき、さまざまな課題に対応しているところであります。

そこで、本市独自に多人数学級学年に教員を配置すべきとのことではありますが、先ほど申し上げましたように、国や県のレベルにおいて、少人数による授業が実現できる教員配置のための定数改善や、県独自の教員増員計画の取り組みなどがなされているようでありますので、この施策の動向や効果などを見きわめながら、本市としてどのような支援策が必要であるか十分に研究してまいりたいと考えております。

次に、特殊学級の運営についての御質問がございましたので、お答えいたします。

御案内のように、学校教育の分野では障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、持っている力を十分に発揮することができるよう特別な配慮のもとに、手厚くきめ細かな指導が行われております。また、これらの障害を持つ児童生徒が社会の一員として積極的に自立し、社会参加をしていくためには、適切な教育を行うとともに、障害のない児童生徒を初め、社会一般の人たちが障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深めることが重要であると考えております。障害のある児童生徒の教育につきましては、一人ひとりの障害の種類や程度、能力、適性等に応じて盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特殊学級における教育や通級による指導が行われております。

盲学校、聾学校、養護学校は、障害の比較的重い児童生徒のための学校であり、特殊学級は障害の比較的軽い児童生徒のために小中学校に置かれている学級で、知的障害、肢体不自由、病弱、身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害の学級がございます。また、通級による指導は、小中学校の通常の学級に在籍している障害の軽

い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける教育形態であり、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの児童生徒が対象になっております。

本市における特殊学級の設置状況でございますが、今年度3月現在、小学校では知的障害学級は田代、幸生、高松小を除く8校に、肢体不自由学級は寒河江小と柴橋小の2校に、情緒障害学級が寒河江小学校1校に設置しております。

また、中学校では、全中学校に知的障害学級があり、そのほか陵東中に肢体不自由学級を、陵西中には情緒障害学級をそれぞれ設置しております。

これら市内16特殊学級に在籍する児童生徒数は合わせて29人であり、担当している教員数は17人となっております。特殊学級への入級に当たっては、1人ひとりの子供たちの障害の種類や程度、発達の状況、特性等に応じて適切な教育を行うために、1人ひとりの状況を的確に把握し、どのような指導目標のもとに、どのような内容を、どのような方法で、どのような場で行うことが最適かなどについて十分検討しながら、1人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが重要であると考えております。

このようなことから、本市では専門医師や保健婦、家庭児童相談員、特殊学級設置校の校長代表や担任など、24名の委員からなる市障害児就学指導委員会で、学校や関係幼児施設などから提出された各種の資料をもとに慎重に審議を重ねながら、1人ひとりに合った適切な就学先について答申をいただいております。その答申をもとに、市教育委員会と保護者との就学相談を実施したり、各学校との連絡を密にしながら、就学する教育機関や学級を決定しております。

しかしながら、本市の特殊学級の設置状況は、先ほど申し上げましたとおり、障害の種類によっては、居住地の学校にその児童生徒の障害に対応する特殊学級が設置されていない場合もあり、結果的に学区外の学校に就学をしている児童生徒もおります。この場合、登下校については、保護者や家族の協力をいただいているのが現状であります。今年度一部スクールバスを配車している例もあり、可能な限り支援に努めているところであります。

さて、御質問にございました学区外特殊学級就学の児童生徒の通学手段についての支援策についてでございますが、今後も特殊学級の学区外就学をお願いする場合には、保護者の意向を十分踏まえながら、安全な登下校のための方策について十分に話し合うとともに、スクールバスの利活用などによる送迎やその他の方法を模索してまいりたいと考えておりますが、場合によっては、保護者や家族の方々に御協力をお願いすることもあるかと考えております。御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁がありました。

国の予算も決まらない、県の指針もまだ出ていないという中での質問でしたので、大変答弁しづらかったんじゃないかなというふうに思います。ただ、4月から新学期が始まるわけですし、やはりそれなりの準備はしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

基本的には、主要基本教科について、少人数授業を実施するというふうに理解しているのかどうか。これまでは1クラスに2人の先生とかのやり方でこれまでではやってきたわけですね。小人数による授業というのは、本格的にはやってこなかったわけでありまして、今回の県の方針を受けまして、寒河江市でも小人数、小分けといいますが、さっき委員長言っていましたけれども、120人の学年であれば四つに集団を分けて、主要教科について授業をしていくというふうな考え方もあるというふうな説明でしたけれども、そういう理解をしているのかどうかですね、基本をそこに置くというふうに考えていいのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、このことに関して文部省の見解なんですけれども、一部に危惧する声が出ているんですが、それは文部科学大臣がこの義務標準法の一部改正案の趣旨説明に当たって、指導要録に基づいて教育はしてもらい、授業はしてもらいというふうに言いながら、同時に要領ね、どうも教師経験者がいますのでやりづらくてしょうがない。

町村文部科学大臣は、その中で小学校3年でも中学校の内容をやってもいいというふうな答弁をしているということなんです。つまり習熟度別、先に進む子は進めて、理解に時間のかかる子は何度も基礎をやると、説明をしています。そうすると、いわゆる公平に授業をするというのではなくて、特進コースのような選別された集団づくりに利用されかねない、そういうおそれもあるのではないかなということで、現場の先生などからも危惧する声があります。それは必ずしも全国的にやられるというわけではなくて、山形県はどうか、寒河江市はどうかということがありますがけれども、既に千葉県などでは、そういうことがやられていると。テストごとにその成績でクラスがえをしたり、席順を変えたりということが既にやられているということがありますので、この小人数の小分け授業が実施される際の基本的な分け方などもある程度教育委員会として指針を示す必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、中学校がこの際省かれています。中学校は、統合中学校ということもありまして、実は陵東中学校の場合ですと、2年生は全クラス36人でありまして。陵南中学校は1年生が40人が2クラス、39人が4クラス、それから3年生は37人が3クラス、36人が4クラス、陵西中学校は比較的少ないんですけれども、現3年生は39人が2クラス、38人が1クラスというふうに比較的大規模学級が多いと、中学校はですね。そういうふうな実態にあるようであります。

このことについて、今回の基準の義務標準法によりますと、小学校の6年生とそれから中学校の3年生については、40人を超えていなくても、つまり小学校5年生の段階で2クラスになっている場合は、人数にある程度の減少があっても2クラスを存続して残していくと。中学校についても同じように、3年生についてはそういうふうな新しい方針が出るようでありますけれども、それとあわせて、先ほど来ております加配教員の配置というのが必要なのではないかなというふうに思います。なぜなら、数学が中学校に入ると一段と難しくなりますし、英語はまるっきり新しい教科でありますので、その導入部の段階で丁寧な教育がなされるかなされないかによって、苦手意識が出たり、あるいは最初から学ぼうとする意欲をなくしてしまったり、そういう子供が出てまいります。

そういう意味では、中学校に対する加配、いわゆる少人数教育、少人数授業、こういうものを考える段階、時期に来ているのではないかなというふうに思います。

そういうことも含めまして、先ほど委員長は、国、県の新しいそういう制度ができましたので、その成果や成り行きを見ながら考えていきたいと、検討していきたいというような答弁でありましたけれども、寒河江市独自の加配について、やはり再度中学校の加配について考えていただけないかということについてお聞きをしたいと思います。

それから、特殊学級の問題についてであります。

これは、実際そういう子供を持った両親は、保護者は大変な思いをしているわけであります。持ってみないとわからないということもあるかもしれませんが、でも、可能な限り義務教育の中で行政の教育委員会の責任でこたえていくという努力をしていただきたいというふうに思います。その話を保護者から聞きますと、私たち自身が非常にせつなくなる思いをします。その子供さんなども、実際に対面してみますと、本当に大変な苦勞をして学校に行っているわけでありまして、そういう中で義務教育を終了させたいという親御さんの熱意を何らかの形でくみとってあげるべきじゃないかという、個人名や個別のケースを出せないのが非常に辛いわけですが、教育委員会は十分それは周知の上で答弁しているんでしょうから、ぜひそういう実態を踏まえて、保護者の皆さん方ともよく話し合いをしていただきまして、願いがかなうような方向に道をつくっていただきたいというふうに思います。

例えば、陵西中学校に行くことになるというふうになった場合で、例えば自分で行ける子供はいいわけです。でも、それに非常に困難を来している子供さんもいるということですので、そういう子供さんの、例えばそれは養護学校に行くべきだとかというふうに言ってしまうと、それで終わりなんですけれども、そうでなくて、普通の子供さん方とその中で教育を受けさせたいという親御さんの思いなども十分理解していただいて、何らかの手だてをとっていただきたいというふうな、私はそれしか言えませんが、そういう思いをくんで、温かい思いやりのある義務教育を終わらせていただきたいというふうに思います。

以上で、第2問終わります。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 第2問についてお答えを申し上げます。

このたびの少人数による学習が可能なための教員の配当ということですが、やはり基本は30人を大きく超える学級をできるだけ小規模にして、1人ひとりにきめ細かな指導ができるために行うということですので、そういった考え方を基本にしてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、この教員の配当、教員と言っても講師なわけですけども、これは今までの行われてきた第6次の加配を含めて計算してやるということですので、寒河江市では今まで加配を受けるためのお願い、これは学校の実情をきちっと申し上げて、どんな問題点があるか、そしてその問題点を解決するためには、こういう手だてで行いたい。その手だてのためにはこういった教師が欲しいというふうなことを、実情をきちっと申し上げて、そして今度は具体的な実施の方法まで明示して県の方をお願いをして、その第6次までの加配を最大限聞いていただいて、寒河江市の方には回していただいております。

それも今度含めて、このたびの少人数加配を考えるということになりますと、もう今まで6次でちゃんとこういう加配をやってあるので、それはマイナスしてやりますよというふうになりますと、今度いただく講師の数も、したがって減ってくると、85名というふうなことを出されているわけですが、その中から果たして何名いただけるかというふうなこと、数字が読めないような現状であるというふうなことでございます。3月30日の正午まで子供の数をきちっと抑えて、それに対応して県の方で考えると、4月中にその数を決定し、実施するような形になるというふうなことです。4月1日から直ちにというようなことにはならないというふうに思っているところであります。

そのクラスの編成の仕方については、少人数による授業ということを中心に考えていきますけれども、今まで第6次までにいただいたときのやり方で、校長の考え方によってTTにした方が効果的だというふうな場合もございまして。あるいは教科とか単元、題材別によってやはり進度が非常に違っている子供たちにとっては、習熟度別という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういうふうな形態をとった方が効果的というふうに判断した場合は、そういう学級編制も考えられるというふうに思っております。

あと2番目の小学校5年から6年になったとき、あるいは中学校が中学2年から3年になった場合には、十分これは配慮していただくようお願いをしております。

さらに、中学こそ加配をもっと厚くすべきだというふうな御意見というふうに思いますが、それについても我々もさまざまな観点からいろいろをお願いをしているようなところでございます。

あと特殊教育のことですが、子供さんの実情、それから家庭の実態等をよく伺いながら、できる限りの支援策が、どんな形のものができるのか、実態に合わせて考えてまいりたいと。情緒障害の場合ですと、陵西中に通ってもらっているわけですが、子供さんに少しでも実生活の中で社会性もつけていただくというふうなねらい等もあって、担任の先生がついて、あるいは保護者がついて普通の公共の交通機関を使って学校に通学するというふうな、訓練を兼ねたような形での指導も行っていますので、そんなことも含めながら検討してまいりたいということでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 6次までの加配とのかかわりがあって、新年度の状況についてはいま一つよくわからないというような話でした。ただ、県としては、私が聞いた話では、一たん6次までの分は白紙に戻して、2月に調べた学級の人数に基づいての加配を考えるというふうな、それで111校に1クラスの児童数が30人を大きく超える学級のある学校の1、6年、これを111校というふうに県は特定をしているわけですね。ですから、寒河江は何校というのも実はわかっているんじゃないかというような気がします。私には教えられないんですけども、教育長や教育委員長には教えられるのではないかなというふうに思いまして、そこら辺がどうも不透明なまま議事を終わってしまいそうな気がするんで、そこら辺もやはりもっと真剣に県に問い合わせるとかという努力をすべきだというふうに思います。その上で具体的な対策を立てていくべきでないかなと。

ただ、人事の絡みもあって、校長がかわったり、先生もかわったりということがありますので、それは一律にはいきませんが、少なくともそういう環境整備だけは教育委員会としてやっておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、努力をしているということで、中学校の問題ですね、お話でしたけれども、やはりこれは藤島のように独自の予算を組んで、国、県からの加配がない場合は、やはり寒河江市でも独自に実施をしていくという姿勢を打ち出す、そういう時期に来ているのではないかなというふうに私は思っています。これは市長も絡んでくるわけですが、予算の配分、予算のつける、そういう最終的な権限は市長にもあるんでしょうから。そこら辺は十分内部で調整していただきまして、今の教育の実態を踏まえて、果敢な措置をとっていただきたいというふうに思います。

それから障害児の通学登下校の問題は、非常に個別具体的であります。ですから、私も実情は知っていますけれども、なかなかプライバシーの問題もあってここでそれ以上言えないという悩みがありますけれども、教育委員会もそれは十分知っているわけで、その個々の家庭の実情、例えば車の運転できない親御さんなどもいるわけです。一定のところまで送っていくなんてこともあると思いますけれども、あるいはさっきも言ったように、バス、汽車に乗り降りするのも大変なお子さんもいるというふうな、なれてくればそれはできるようになるかもしれません。でも、今の段階ではそれができないという悩みを親御さんは持っているわけです。そういうのをきちと訓練していくとか、教育委員会の指導のもとにそういう努力をするとか、いろいろなつてがあるんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、もっと真剣な努力をお願いをして、第3問を終わりたいと思います。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号21番、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 政治不信は国の政治に限ったことではありません。市民の皆さんは、議会機能の形骸化を憂慮され、市民と議会との信頼関係の確立を強く求めております。私は、そのことに深く思いをいたし、以下質問をいたします。

質問に先立って、市長には、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

最初に、人事管理についてお尋ねいたします。

「人は石垣、人は城、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」、甲州流軍学書甲陽軍鑑はこのように記し、幾ら堅固な城や石垣を築いたとしても、それだけでは決して磐石な軍備とは言えない。人を欺かず、信頼し合う心によってできた人間の組織力、団結力があって初めて集団としての力を発揮できるものであるとして、「組織は人なり」と教えております。

このように事業を行い、組織を運営する上で、人事管理が重要なことは従来から認識されてきたことは御承知のとおりであります。さて、自治体の人事管理は長の専管事項であり、公開されることはありません。つまり、適材適所としながらも、内緒ごとであるだけに、不当な差別や恣意的な情実人事があり得ることとして、識者は喚起を促しています。

他方、分権委員会の第2次勧告では、首長多選の見直しについて触れられ、首長が多選を重ね、なおかつ再選が見込まれるとすれば、その首長の権力、影響力は一段と強まり、議会もいわんや職員はその首長に対し提言を呈しにくくなり、職員は首長の顔色を伺い、当選回数を重ねるたびに権勢を持つ首長に取り入って利益を得ようと近づいてくる人々がふえ、選挙での支持の見返りに特別の配慮をすることで、実質的に行政運営の公平さが崩れやすいこと、長く首長をやると、さまざまな事情に詳しくなるため、つい他者や外部の批判を疎ましく思い、独善的になりやすいこと。その結果、よどみが生じ、住民からかけ離れた行政運営になるとして、人事管理についても多選弊害を示唆しています。

ところで、大変言いにくいことではありますが、本市でもそうした人事管理が行われているのではないかと指摘し、多選の弊害が如実にあらわれているとする市民の厳しい批判があります。権力者である市長には、あるいはこうした声は届いていないのかもしれませんが、市長はそういう指摘があることをご存じかどうか、まず承りながら、そうした批判にどうお答えになるのか伺いたいと思っております。

また、去る12月の人事管理についての一般質問の中で、地方公務員制度調査研究会による11年4月に出された地方自治新時代の地方公務員制度の中の人事管理について触れられて、本市の規定の中で、さもそのことを心がけて実践してきたかのように答弁をしております。折しも、人事院は2000年度の人事院勧告の別紙で、公務員人事管理の改革に関する報告、国民本位の行政に向けた公務員人事管理を発表した後であります。

人事院は、その中で公務員の人事管理システムについて、その閉鎖性、硬直性を是正し、能力、適性に基づいた柔軟で開放的なシステムに改革する必要があるとしています。そして、新たな評価システム整備の取り組みとして、これまでの公務員の人事管理を能力、実績や適性を重視したものへと転換し、活力ある公務員組織としていくためには、その基盤となる公正で信頼性の高い評価システムを新たに整備することが不可欠であるとしています。

これから、システムを整備するわけでありますから、今までは未開発ということになります。したがって、このことは公務員人事管理システムの閉鎖性と硬直性は是正されずにきたことを裏づけております。私は、本市の人事管理にもまた同様で、そのようなもとで行われてきたものと思っています。市長の御見解を伺いたいと思

ます。

このことを前提にすれば、当局のこれまでの人事管理について、幾ら多弁を弄しても、人事院の指摘する域は出ないわけで、閉鎖性、硬直性を打開する手だてとして、勤務評定にしても、人事評価にしても、多面的な評価と何よりも客観性が必要になるものと思われます。これまでの人事管理システムの問題点は、内部管理事項と考えられてきたことにあります。人事に関して、当局は一切の説明や釈明をしない習慣となっており、こうした習慣の最大の欠点は、職員が自分自身の長所を伸ばし弱点を克服していく手がかりをほとんど得られないままになっていることにあります。

自治体では、これまで職員の任用人事から、住民を一切遠ざけ、人事における住民自治の可能性を封殺してきたのであります。住民には、なぜその職員がここに配置され、このポストに昇任したのか一切知らされておられません。私は、本来の行政改革は、このような内部管理型の人事システムの改革なしには完結しないのではないかと考えています。御身大事の安逸に堕していないかどうか、本格的な検討と改革が必要であると思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、情報公開と市民参加の行政推進についてお尋ねしたいと思います。

住民参加は、これからの自治体運営で必須の条件になると言っても言い過ぎではありません。自治の理想的なあり方である、住民の意思決定により政策を決めていくという住民合意の政策決定は、住民参加なしにあり得ないからであります。また、行政に住民参加というプロセスを組み込むためには、行政の持つ情報を積極的に公開し、公表し、住民と行政が同じ土俵をつくることが求められております。

情報は、市民共有の財産であるという発想に立って、全体像を明らかにすることが重要なことだと考えます。そうすることで、住民にも議論が起これ、みずから決めて責任を持つ、つまり自己決定と自己責任ということを行政の基本に据えることで、地方自治は育つものと思えます。

さて、市政運営の要旨に示されたように、市長は市民参加の行政を進めようとしておりますが、老婆心ながら申し上げますが、行政にとって都合のいいときだけ市民を駆り出すような住民参加であってはなりません。

こうした考え方をもとに、住民の参加で企画立案から完成までを住民と行政が共同で行うワークショップ形式をとっている自治体があります。このワークショップは、時間はかかりますが、住民の参画なくして住民が満足できるサービスにはなり得ないという考え方に立ち、既に多くの先進地では住民参加の行政推進ということで、このワークショップを取り入れております。私は、市民参加の行政はこのような姿であるべきと考えております。ワークショップについて市長の所見を伺い、少なくとも一定以上の事業について、このワークショップ方式を積極的に取り入れるべきでないかと考えますが、あわせてお答えをいただきたいと思えます。

さらに、公開なければ参加なしと言われるように、ワークショップのような政策立案から住民がかかわる場合、先述したように、意思決定にかかわる情報の公開はとりわけ重要になってきます。なぜなら、行政は比較にならないほどの多くの専門的な情報があり、住民のわずかな情報では太刀打ちできるはずがありません。そうした情報を公開することによって、初めて行政と住民が同じ土俵に立つことができ、政策決定に参加していくことができるからであります。こうした本来あるべき姿の住民参加の行政を進めるためには、意思決定過程の情報公開は、私は不可欠であると思えます。市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、個人が識別される個人情報についてお尋ねいたします。

全国の多くの自治体では、国の法制定に先駆けて情報公開条例を制定し、住民に対し行政情報の公開を積極的に行ってきました。

そうした中で、国においてもようやく情報公開法が制定され、今年4月から施行されることになっております。この法律は、これまでの行政のあり方を根本的に変える可能性があり、その意味では歴史的な意義を有する法律であると言えます。しかし、住民の知る権利をうたい、先進的な情報公開条例を定めて運用している自治体のそれと比較をすると、いろいろな面で立ちおくと指摘をしなければなりません。

ところで、さきの議会から個人が識別される情報の解釈について議論を重ねてきていますが、私の杞憂であればいいのですが、国の情報公開法の制定後、知る権利をうたった本市の条例の趣旨に反して、国の法運用に沿った形で後退して条例を運用しているのではないかと危惧の念を抱いております。ここで、プライバシーという概念を改めてお伺いするとともに、この際、識別される個人情報としてひとくくりにして扱われ、本人の自己情報にすらアクセスできないような条例は、早急に見直すべきであることを再度申し上げて、市長の見解を承りたいと思います。

最後に、予算などを審議する際の個人が特定される情報の取り扱いについてお尋ねいたします。

先般、市道石川西洲崎線の事業費について、土地代や物件補償費などそれぞれお聞きをしましたが、当局は個人が特定される情報に当たり、プライバシーにかかわるとして審査をする議会にさえ明らかにしておりません。公共事業は市民の貴重な税金でなされるものということをもう一度肝に銘ずるべきであります。

さて、私はこの議論の中で、パオビルを購入する際の例を引き合いに出し、議会で承認を得る契約とはいえ、一個人や法人の特定される情報であるにもかかわらず、土地の単価や価格、建物の価格まで示したことを挙げて、今回の場合との矛盾を明らかにしました。権利者において買ったものと、一方はお願いされて買ったものという違いはありますが、市民の税金で賄われることに違いはありません。予算に計上されたものであっても、個人が特定される情報は開示しないとする行政のこうした判断は間違いであり、新たな矛盾を抱え込むこととなります。

また、当局は権利者との信頼にかかわるとしてありますが、市民の税金で行う事業である以上、用地交渉などにおいてもそうしたことを理解していただくことを大前提にしなければなりません。市民の感覚は、予算書などに盛り込まれたものについては、議会などに情報を開示して審査することは至極当然のことで、当初から公開されるべきものとして作成された情報であると理解をされております。私も全く同感であります。でなければ、議会の機能は果たすことができず、予算審議は形骸化したものになってしまいます。市長の言う、土地開発公社の理事会で決議したとするだけでは、市民の理解は到底得られるものではありません。議会の審査に付された予算の妥当性を議会はどのようにして判断するのか、再度伺いたいと思います。

議会の権威と市民との信義にかかわる重要なことでもありますから、明快な答弁を求めるものであります。重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問は終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、人事管理の件でございます。

私は、市政を担当して以来16年間多くの市民の皆様から受けた御支援、御協力を肝に銘じ、市政を預かる重責をかみしめつつ、寒河江がゆとりと活力にあふれる都市として発展するようにこれまで一貫して施政方針の中でも述べてきましたが、市民の立場に立った清潔で信頼される市政運営を基本に、市民と一体となって「美しく潤いのあるまちづくり」を進めてまいりました。引き続き、今後も一層誠心な気持ちで誠心誠意努力していかねばならないと思いを新たにしているところでございます。

市民との信頼関係については、初日の一般質問に答えまして特別に申し上げたところでございます。

地方自治体を取り巻く環境は地方分権の進展や少子高齢化の進展、情報通信技術革命や環境問題の顕在化など、複雑高度化してきており、また市民の需要構造といったものも変化してきている中で、市民サービスの拡充というものを考えていかなければならないものであり、本市が掲げておりますところの振興計画、それは市民の夢、目標としまして、市民と一緒に描きながら、一貫した方針で政策実行に当たっていかなければなりません。複雑専門家とするところの地方行政の中で、市民の多様な価値観に対処するには、これまで以上に工夫と努力、創造というものを生み出しながら、対応していくことが求められております。

また、一方ではスリムな行政ということも求められてきているところでございます。

多選を重ね、長期間在任しますと、職員の中にもいろいろ弊害が出てくるのではないかとわれかねますが、職員自身も目的意識というものを持って取り組み、市政のために能力を発揮して、意欲的に職務に当たることで、組織も変わってくるのではないかと考えております。職員が生きがいを持って、職場で生き生きとして働けることによって、職員自身も満足を得るということになっていかなくちやならないと思っております。

市民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する職員、蓄積した経験や知識、能力というものを十分に発揮するところの職員が職場の中に数多く見られるようになってくるのが常に必要なわけでございます。

それにおきましては、職場にも、あるいは職員の中にも、議員が指摘するようなよどみというのは私はなくて、寒河江市の中に本当に生き生きしているものと思っております。

これからも年功序列にとらわれず、業務に対しての知識や経験、管理能力、折衝能力など、職員個々の資質や能力というものを十分把握しながら、適材適所の観点から、人材を積極的に活用するよう、また職員の志気が停滞することのないように臨んでいかなければなりません。

御案内のように、地方公務員法では、人事管理、あるいは任用につきましては、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされており、職員の執務につきましては、定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされております。

また、先ほども話ございました地方公務員制度調査研究会の報告では、地方公務員制度が発足以来50年を迎えようとする今日、これを取り巻く我が国の社会経済システムは大きな転換を迎えており、国、地方を通じて公務員制度のあり方にも大きな影響を与えていることから、21世紀の地方自治を支える人事制度にふさわしいあり方へと改革していくための方向を示しております。その内容につきましては、詳しくは申し上げませんが、多岐にわたる項目で述べられております。

そういう中で、人事管理の新たなあり方の項目の中では、年功序列から能力、実績の重視、政策形成能力の開発等の人材の育成、人材の広域共同確保・育成、女性公務員の登用、職域拡大など、職員が働きやすい環境の整備、高齢職員の人事管理について示しておるわけでございます。

また、評価システムにつきましては、今後職員の能力、実績をより重視した人事管理を行っていくためには、

職員の能力や勤務実績について、公正で客観的な評価を行い、その結果である勤務評定というものを昇進管理や給与等の処遇に適切に反映していくことが必要であると、職員の処遇に全般とリンクさせ、活用すべきとしております。

また、職員の能力や勤務実績を的確に評価するための手法につきましては、民間における手法も参考にしながら、昇任試験、勤務評定、目標管理、自己申告制、研修など、各地方公共団体がそれぞれの実情に応じ工夫し、選択することが必要であり、特に勤務評定については、各地方公共団体の実情に応じて評価要素の設定やその評価の仕方、評定者の選考と評定者訓練等について新たな工夫を行うことが必要であり、民間事例や先進的な地方公共団体の事例等の情報提供や新たな手法の研究を行うことが要請されております。

また、評価の公平性等の確保では、評価の公平性、公正性を確保し、職員の納得性を高めるため、各地方公共団体の実情に応じて、自己申告制度、目標管理制度、上司と部下の面談、評価にかかる合議制の機関の設置などの手法の導入を検討すべきであるとしておるわけでございます。

本市においても、的確な人事管理を行うため、職員の一定機関における職務遂行能力上発揮された勤務実績や能力、適性などを管理職の評価により実施しております。昇給、昇格や人事配置、能力開発などへ向けた情報として活用を図り、職員の能力を最大限に発揮できるような人事管理に努めてきているところでございます。

地方公務員制度の調査会の報告に沿って、さらに評価の公平性、公正性を確保し、職員の納得性も高めてまいりたいと、このように思っております。

今後、自己申告制度や目標管理制度の導入を行うには、勤務評定は昇進管理のみならず、給与等の処遇、さらには事務管理にも反映してくると思いますので、国や他の地方公共団体の推移を見ながら、慎重に検討していかなければならない課題としていきたいと思っております。

また、人事管理情報については、国においても職務上の秘密に属するものであるとされており、公開されるべきものではないとする考え方でございます。多くの自治体が同様の対応をしていると認識しており、本市も同様に考えております。

次に、ワークショップについてを中心にした市民参加のことについての質問がございました。

ワークショップは地域にかかわるさまざまな問題に対応するために、さまざまな立場の参加者の共同作業等を通じて、計画案などを考え、活動していることと言われておりますが、本市では、グランドワークによる公園づくりや蛍の里づくり、ボランティア活動の高まりなど、いろいろな形で市民の自主的な活動が展開されるようになってきております。

御案内のように、全国に先駆けて市民参加による麗しい快適環境づくり基本計画というものを策定いたしまして、全市的にグランドワークを推進しているところでございます。昨年、全国花のまちコンクールにおいて、農林水産大臣賞、そして、緑の都市賞においての都市緑化基金賞の受賞に輝きましたのも、これもグランドワークによる市民・企業・行政が一体となってまちづくりを進めてまいった結果と思っております。

本市のグランドワークの手法を取り入れた住民参加は、市民参加は、寒河江市は他の自治体において一歩先んじていると思っております。市民・企業・行政・団体がパートナーシップを形成し、企画立案、実施管理まで、地域の意見を取り入れながら、地元からの盛り上がりで進められていると思っております。今後とも、グランドワークによる住民参加を進めてまいりたいと思っております。

市が施策を策定していく段階、あるいは事業を推進する時点では、グランドワークに限らず、事業の代表にかかわらず、何らかの形で情報を提供し、常に関係者と膝を交えた話し合いをもとに、市民の理解と協力のもとに市民との信頼関係を築きながら、そして市民の積極的な参加を得て進めているということでございます。今後とも、必要な情報提供、市民の意見が反映された計画等になるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、情報公開との関連についてのお尋ねがございました。

本市の情報公開は、情報公開条例の目的に沿って、原則公開としつつも個人に関する情報について最大限の配慮を行い、特定の個人が識別され、または識別され得る情報は非公開としているものでございます。プライバシー

ーの概念は、基本的人権尊重という理念に立って、憲法第13条に規定する個人の自由及び幸福追求する権利の保障としてのプライバシー権であり、その保護に十分な配慮がなされなければならないものと思っているところでございます。市が管理している情報には、個人の所得、財産に関する情報や病歴に関する情報など、多くのプライバシーに関する情報が含まれております。これらの個人情報が開示されることによって、個人のプライバシーが侵害され、個人の尊厳や基本的人権が脅かされるようなことがあってはならないものであり、情報公開条例においても最大限の配慮をしてきたものでございます。

本市の情報公開条例は、請求者によって本人であるとか、本人でないという区別をしているのではなく、本人が自己開示請求をした場合にあっては、第6条の規定で判断することとなり、自己開示請求と一般の情報公開請求と区別するというのではなく、請求者に対しては同じように取り扱うものでございます。今後とも、そのように運用してまいりたいと思っております。

次に、公共事業にかかる情報の公開についての御質問がございました。

12月定例議会や本議会の中でも申し上げているところでございますが、用地事務につきましても、他の行政事務と同様に市民の的確な理解のもと、公正で民主的な行政運営が図られる必要があることは言うまでもありませんが、その場合、用地事務の特殊性を十分考慮する必要があります。

用地事務の情報は、本来、他人が知り得るものでない個人や法人の内部事情に関するものが多く、その公開に当たっては、個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならないとともに、公開により交渉当事者である地権者との信頼関係を破壊するようなことがあってはならないと考えております。

このようなことから、用地買収や物件移転にかかわる情報公開に関しましては、用地事務の特殊性から、全国的にも極めて限定的に運用されている現状にありまして、公開することに至っていない現状にあり、公開すること自体が社会的にコンセンサスを得ている状況にはないと思っております。それだけに、相手方のプライバシーを保護し、また信頼を失うことのないようにする必要があると思っております。

個人が特定されることでプライバシーの侵害に当たるとする行政の判断は間違いであるというお話もあったようですが、情報公開条例第6条第1項第1号で、個人生活事項について、特定の個人が識別され、または識別され得る情報については、非公開情報であるとしております。これには、個人の財産、収入状況に関する情報が含まれ、資産の状況としては、不動産、動産の種類、価格等、収入の状況としましては、譲渡所得等の金額、補償金等の収入金額等に関する情報などを想定しております。

こうしたことから、具体的な補償金等を公にすることは、外部の者には知り得ない地権者の資産内容や収入状況を明らかにすることであり、地権者のプライバシーを害するおそれがあります。また、どの程度の補償金等を取ったかについては、地権者としては、それを外部のものに知られたくないと考えることが通常であり、特に内容については非公開にするとの明示、また黙示の約束に反してこれを公にするならば、地権者の協力が得にくくなり、今後の円滑な用地事務に支障が生ずるおそれがあります。

このように用地関係情報の中には、個人情報、法人情報、意思決定過程情報及び事業執行過程情報が多く含まれているわけでありまして、それらは非公開情報として取り扱われているわけでありまして。

また仮に、補償金額や補償金算定書が公表されるとなると、一つの例で申し上げますと、商店を営んでいる誰某さんの経営状況はこれこれ、資産と負債はこれこれありまして、年間利益はこれであって、それに基づき算定した営業補償は何千万でありますというようなことを公にしなければならなくなりますが、そうしたプライバシーを公表してもよいということにはならないものと考えております。

そうしたことが明らかにされますと、今後同種の公共事業において、自己の私的経済活動にかかる情報を公開されることをおそれて、用地買収に応じない方があらわれることも予想されるわけでありまして。また、補償を受けられる方は、どうしても主観的な見方になりがちでありまして、果樹の補償などの場合に、隣の果樹園の補償に比べ、なぜ私の果樹園の補償が少ないのかなどといった話も出てくるのが多分に考えられ、そうしますと、公共事業の円滑な執行に支障が生ずることにもなるわけでありまして、事業が大幅におくれますと、それこそ公

益に大きな損失をもたらす結果になってしまいます。

次に、予算書に盛られた情報について当初から公開することを目的としているのではないかというような御指摘もあったわけですが、情報公開条例第6条第1項第1号イで定めている公表することを目的として作成し、または取得した情報とは既に公表されている情報とか、刊行物への寄稿や選挙公報に搭載する経歴や政見等を公表してもらうために作成された情報等を想定しているものであります。

確かに、議会に提案する予算書自体は公表することを目的に作成されたものでありますが、それは予算書に表示されているそのものは公表されても差し支えない情報であります、その内容に関し、表示されている以外の情報まですべて公表できるものではないと考えております。

公共事業は市民の税金で賄われており、一般の市民にとっても関心のあるところとは思いますが、一般市民の関心事であるといえども、個人情報保護を保護しなくてもよいということになるわけではなく、条例上非公開情報に該当するものについては、公開できないと実施機関が決定したことを違法ということはできないと判断された事例もあります。

したがって、制度に照らして公開できないと判断される情報は公開できないわけでありまして、予算審議に際しましては、そうした事情を御理解の上、御審議いただくことになろうかと思っております。

また、前にも申し上げましたけれども、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、公有地となるべき土地等の取得等を行わせるために地方公共団体が設立しているものでございまして、地方公共団体に代わって土地の先行取得等を行うことなどを目的としているものでございます。

その運営に当たりましては、御案内のように、理事及び監事の任命権は設立団体の長であります、本市では、議会に対し理事の推薦依頼をし、議会で協議されまして、推薦のあった方々を任命させていただいておるわけでありまして、その公社の理事会で十分に御審議をいただき、決定されたものを尊重して予算に盛り込んでいるものであります。補償金額を算定する補償基準については、閣議決定された公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を受け、国の公共事業機関の集まりである中央用地対策連絡協議会において定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同細則に基づいて各地方整備局ごとに組織されている用地対策連絡会が定めた補償金額算定標準書により、国、県、市町村などの起業者などは補償費を算定しておるわけであり、適正な予算額であると考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、フローラ・S A G A Eでは氏名等を議会に示したと言われますが、それと矛盾しているんじゃないかなと、こういうようなお話がございました。

御案内のように、地方自治法の第96条は、議決事件でございまして、その中の8号には前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分をすることと、こういうことをうたっておるわけございまして、市におきまして、議会の議決に付する契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがあるわけございまして、それの中にはまた実例、判例等の解釈上もそうですけれども、名前も議決要件に入れるのが通例だと、こういうようにあります。

実例の中では、土地の場合ですが、面積、金額及び売り払いの対象となる土地の所在地、地積、地目等が明確にされる必要があると。そしてまた、これだけでは土地の売り払いの是非を判断するためには不十分である場合も考えられますので、相手方、売り払いの方法、売り払いの目的等も必要となるケースも考えられますと、こう言っておりますし、その他の実例等々につきましても、そういう考え方をとおるわけございまして、したがって、それぞれの制度とか法令上に照らして対応するということが必要になろうかと思っておるわけございまして、そういうことでの契約書の場合の議決はさせていただいたと、こういうことございまして、

以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 最後の部分は大変そちこちからいろいろと集めていただきまして、長く答弁をしていただきましたが、前段の部分ですね、何かすれ違いであったような気がしてなりませんけれども、そういう意味では、もう少し真っ直ぐボールを返していただきたいというふうに思っているわけでありますが、最初に人事管理についてお答えをいただいたわけでありますが、そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、市民の指摘というものにどういふふうにお答えになるんだというふうなことを申し上げたんですが、いろいろ申されました。ただ、しっかりそういうことはないんだと、こういうふうにお答えにならなかったのが大変残念でありますけれども、ただ少しここで私は市長の感覚と違うのかもわかりませんが、多くの職員が市長のいわゆる行われている人事管理に対して、何かおかしいぞ、こういうふうにいるんですね。比較的若い職員でさえも、大変奇異に感じている状況があります。

市長は、職員の志気が停滞しないようにと、こういうふうなお話もありました。そしてまた、職員の能力が最大限発揮できるような人事を行っているんだというふうなお話もあったわけでありますが、さきの12月の議会における人事管理の一般質問の際にも、佐藤議員の方から指摘をされておったわけでありますが、差別的な人事があるんじゃないかというふうなことを言われたわけでありまして。私も、改めて調べてみたわけでありましてけれども、端的にわかりやすく申し上げますが、職員労働組合の委員長を経験なさった方々について、私は個人的に調べさせていただきました。これは職員名簿、あるいは寒河江市の市内から採用されておりますし、同じに採用された方々で同期会などもつくっておられます。比較的これは簡単なんですね、調べるためには。

それで、その同じ時期に採用された方、あるいは同年代、これは女性も含めてであります。比較をすると、多少差はありますけれども、昇任においていずれの方も平均よりおくれをとっている、またかなりおくられている人もおる状況でございます。

こういう問題を私がこうした議会で取り上げること、大変躊躇しておったのでありますけれども、これは先ほども言いましたけれども、市長の専管事項であると同時に、これは組合の問題であるというふうにしておったわけでありまして、ただ、いろいろな人から私は言われてまいりました。

また、この件については御承知の方もあろうかというふうに思いますけれども、前に現業評議会の幹部をなさっていた方などは、県の人事委員会に提訴をすべきではないかと、こういうふうに言い切っているのであります。したがって、このまましますと、大変な状況が発生するんじゃないかなと、こういうふうに思ったものですから、取り上げさせていただいたわけでありまして。

私にこうしたことを言っている多くの職員の皆さんの一致する見方は、それはそのまま申し上げますけれども、当たっているかどうかはわかりませんが、組合に対する制裁人事だというふうに言い切っているんです。そして、その職員の皆さんは、いわゆる職員全体の労働条件であるとか、勤務条件等の向上のために中心になってきた方々が、そういうふうな人事をされると、同じ職員として見るに大変忍びないと、こういうふうに言われました。職場の雰囲気非常に悪くなると同時に士気も上がらなくなると、こういうふうにして市長の見方とまた逆のそうした一面が出てきているというのが偽らざる現実だというふうになっていると思うんです。そうした皆さんの名誉のため、誤解されるといけませんので申し上げますが、これは当事者からそういうふうなことを言ってきているわけではありません。

そこで、私は市長に改めてお尋ねしたいというふうに思いますが、そうした労働組合というものについてどのような認識を持っているのか。とりわけ寒河江市の職員労働組合というものに対して、市長はどのような御認識をお持ちになっているのか、ここで伺っておきたいというふうに思います。

私は、市長からその職員組合に対する考え方はまだ1回も聞いたことありませんので、助役とは、時々組合等の会合等で一緒になりますので、そうした折に助役は職員組合の大会とか総会とか何かにおいでになりまして、

来賓のごあいさつをされますので、考え方は私はわかっているつもりであります。助役は市長の代理で出席するのだから、あるいは市長の組合に対する認識は助役と一緒になのかもわかりませんが、ひとつ受けとめていただきたいというふうに思うんですね。ひとつ組合に対する考え方をお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

ちなみに、私、助役と何回もそうした会合で席を一緒させていただいておりますので、大体助役のそうしたときのあいさつはわかっております。大体、切り出しからまいりますと、「市民の福祉向上と地方自治確立、権利向上のために御奮闘されております委員長初め組合の皆さんに心から敬意を表します」、こういうふうな形で切り出されますね。そして、「日ごろは花と緑とせせらぎ、そうしたものを初め多くの市の事業について御協力をいただいております皆様に、市長にかわりまして感謝を申し上げます」こういうふうなごあいさつに大抵なっているかというふうに思います。これは、一字一句は間違っているかもしれませんが、大体そんな要旨だというふうに私は理解をしております。

そういうことからすれば、先ほど言ったように、市長の代理ということでごあいさつをされたとすれば、あるいはそういうふうな点では市長も同じように組合に対する認識があるのかもわかりませんが、ひとつ合わせて御見解をいただきたいというふうに思います。

また、この昇任、あるいは人事の際のいろいろな仕組みについてお話がありました。前の会議録を見ていただくとわかりますけれども、例えば業務に対しての知識や経験、それから職員の管理能力、折衝能力などが求められてくると、こういうふうなことも申されております。

そこで、考えてみますと、そうした組合の委員長をなさった方々は当然御承知のように、管理能力、あるいは折衝能力は他のどなたにも引けをとらないというように私は思うんですね、そういう意味では。したがって、これは私の理解であります、そういうふうな人事がなされている実態からすれば、職員組合を弱体化させるねらいがあるのではないかというふうに私は理解をしておるところであります、市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、第1問で申し上げました内部管理型の人事システムを改革して、客観的に評価に基づいた、市民に開かれた具体的な人事管理システムを検討すべきだということを上げたわけでありまして、何か目新しいといえますか、余り聞きなれないことだったというふうに思いますし、唐突なことだというふうに思われたかもわかりませんが、既にこうした研究は始まっておりますし、いずれこういうふうな人事管理システムが全国の自治体で採用されるであろうというふうに思いますが、ひとつ頭の隅にでも置いておいていただければというふうに思っております。

それから、情報公開と市民参加の行政についてお尋ねをしました。ちょっとすれ違いの答弁かなというふうに受けとめているわけでありまして、具体的にそうした方向でワークショップというようなものを持ち出して聞いているわけでありまして、それに対して具体的なお答えを欲しかったなというふうに思います。総じて言うと、グランドワークによる市民参加を進めてまいりたいというのが中心だったというふうに思いますけれども、それに欠けているのが、欠落しているのがワークショップ、こういうふうなやり方だというふうに思います。

一つの基本的な考え方を持つのは大変結構なことだというふうに思いますけれども、本当にこれから地方自治を考えた場合に、自治を育てるというふうな点からしても、このやり方は、私は実践をしていくべきではないのかなと、こういうふうに思っております。それがひいては自己決定、自己責任、こういうふうになるというふうに思います。それは市長も言われておりますが、そういうふうになるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それから、ワークショップをするに当たってグランドワークもそうだというふうに思いますけれども、いわゆる政策決定段階の意思決定にかかわる情報を公開しなければ、全体のものにはなかなかならんと、同じ土俵につけないと、こういうふうに申し上げましたが、それに対して市長は必要な情報は提供して進めると、こういうふ

うに言われました。取りようによっては、私はそういうふうの前に聞きして言っているわけですから、意思決定過程の段階の情報も公開するのかなど、こういうふうに思う面もありますが、ただ後段になりますと、これまでの運用でやっていくと、こういうふうなこともありましたので、どちらの方がちょっとわかりません。したがって、もう1回このところについてきちっと詳しく御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、プライバシーの概念のお話もありました。基本的人権の尊重、それはそのとおりだというふうに思いますね。しかし、例えばさっき私は情報公開法を取り出しまして、実際のその運用の面からすると大変おこなっているといいますが、立ちおこなっているという点を指摘をしたわけでありますが、その立ちおこなっている法律でさえも、その個人情報について非開示にされない個人情報というのが載っております。一つは、既に公にされている情報であります。それから、二つ目が公益上の理由による義務的開示情報であります。それから、三つ目が公務員の職務遂行情報であります。これは御承知のとおりだというふうに思います。

そこで、この2番目の情報を非開示情報から除くとした理由でありますけれども、そもそもの個人情報のうち、非開示情報についてはプライバシーを中心とする個人の正当な権利、利益を保護することを目的としており、このような権利、利益はその性質上厚く保護されるべきであるけれども、一方で、生命、健康、生活や財産の保護というような、より優越する公益がある場合には、これまでの個人情報を非開示とすることは合理的な理由があるとは言えないからと、こういうふうになっているんですね。

こうした法の趣旨からすれば、いわゆる予算の審査、審議などというのは、まさに公益上の理由、こういうふうに私はなるというふうに思っております。

したがって、いろいろな理由が先ほどありました。これからすれば、公開すべきものというふうに私は考えております。再度、この点の御見解を求めるものであります。

以上、2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 たくさんの第2問がございますので、順次疎漏のないように答弁していきたいと思っております。

まずは第1問は、よどみがあるとか、それに対しては答えていないというようなことがございましたが、私は答えております。そういう状態というのは、寒河江市役所にはないと、みんな生き生きして頑張っていると、こういうことを答えておるところでございます。

それから、差別人事が行われているのではないかという御指摘がございました。それで、同期だからみな一並び、一律に年功序列的に昇進していかなくちゃならないというような考え方が底辺にあるとすれば、それはおかしい考え方じゃないかなと、こう思っております。

これは新聞の切り抜きでございますけれども、ことしの2月20日のある新聞でございますが、「公務員よさらば年功序列」とこういうようなことが出ておりまして、民間と比較して市職員の個人能力の特性についてのいろいろなアンケート調査をしたと、こういうことでございました。それから見ましても、まだまだ民間の職員に比べまして、状況適応力とか、あるいは情報感受性とか、チャレンジ精神等が低いんだ、こういうことでございまして、お役所仕事とか揶揄されてきた、事なかれ主義、あるいは非効率の見直しということにつきましては、まだまだじゃないかと、これは新聞でございますから、寒河江市はそうということは言っておりませんが、一般的にこういうことでございました。

そういう中で、ですからもっともっと職員の能力とか、あるいは実績というものを評価しなくちゃならないと。それで、成績主義の原則というのと、勤務評定制度の規定というようなものをもっと十分にやっつけていかなくちゃならないんじゃないかと、こういうことでございまして、ですから、差別的人事というのをやっているわけじゃございませんで、あくまでも公正な、公平な能力、実証、あるいは勤務成績、そういうところを評価しながらやらせてもらっていると、こういうことでございます。

何にしましても、市の職員は市民の税で賄われている問題でございます。まず第1にそれをはき違えてはならないと思っております。市民に奉仕するために、市民の負担で働かせてもらっているんだ、こういうことでございまして、ですから、これは全体の奉仕者でございまして、一部の奉仕者でございけません。ですから、新しく職員を採用する場合にも、誓約書というものを書いていただきます。そして、私市長に提出してもらいます。その中でも、地方自治の本旨を忘れないで、そして全体の奉仕者だということを十分留めてやっつけていくと、誓約書を出していただいているのが市職員でございますから、そういうことを忘れては私はないと。これはいつまでも、退職するまでそれを忘れないでいてもらいたいと思っておるわけでございます。

そしてまた、市におきましては、市が目標を掲げております。市長が考え、そしてまた議会の議決をちょうだいして、そして市民に訴えまして、そして市の目標、夢というものを掲げておるわけございまして、その実現のために、市の職員は本当に一体となって努力していかなくちゃ、協力していかなくちゃならない立場にあるものでございます。そういうことを忘れてはならないと思っております。

それから、労働組合に対するとおの認識のお尋ねがございましたけれども、あくまでこれは職員の勤務条件、労働条件というものを維持改善していくという立場が私はしょっぱなにあるんだらうと、このように思っております。いろいろ、そしてまた職員の福利厚生と、行政でやる分野とまた違った意味での職員の福利厚生というようなものもやっっておるわけでございますけれども、それにおきましては、職員がみんな仲間同士で力を合わせて交流を図りながら、そしてまた市全体の奉仕するんだということを、それは根底に忘れてはならないものだ、このように思っております。

それから、組合をどうするつもりだと、こういうようなことでございますけれども、そういう考え方からいきますと、健全な労働団体といえますか、職員の組織であってほしいと、このように思っておるわけございませ

て、それを逸脱するというものがないように考えていただきたいと、このように思っております。

それから、新しい人事管理システムの話がございましたけれども、やはり先ほどもいろいろ申し上げまして、若干細部にわたりましたけれども、そういう方向に進んでいるということでございます。ですから、それらについてのより勉強を重ねていって、そしてあるいはこれまでにやってきた人事管理というものを見直しながらやるということは、これは必要なことだろうと思います。何も人事の方から出されたからどうのというんじゃなくて、これは自分の責任において自助努力によってそういう人事管理というものをやっていかなくちならないわけでございます。最近よく新聞にもにぎわしたように、職員なども管理職になりたい者は手を挙げろとか、あるいは管理職を辞退したい者は手を挙げろとか、こういうようなことをとっている全国でも一、二の市町村があるようでございますけれども、こういうこともやはりその職に耐えないからおねこすると、あるいは我こそはやっていこうと、こういうことを職員自体から盛り上げるというようなことでの、数は本当に少ないんですけども、あるわけでございます。ですから、常に組織というものを生き生きとしたものにして、そして職員が与えられた仕事以上に取り組むというような気持ち、それが職員の自己満足につながるということにも当たるわけでございますので、そういう職場ということを目指していかなくちならないし、そしてまた人事管理に当たるもの、市長を初め担当はそういう気持ちで取り組まなくちならないと、このように思っております。

それから、ワークショップの話でございますが、先ほども申し上げましたように、寒河江方式と、いわゆるグラウンドワークがあるわけでございます。それが寒河江において芽を出し、大きく育っているということは御案内なことかと思っております。ですから、私はいつもこのグラウンドワークで市民、企業、団体、行政一体となって寒河江のよりよい町にしていくという運動が、ただ口だけじゃなくて、手、足を使って大地に踏みしめて活躍されるということが、非常に私は寒河江にとって大きなまちづくりの一端をまさに背負っていただいております。と言っても過言ではないと思っております。そういう芽がまず広く市内に出てきているということは、大変喜ばしいことだと、このように思っております。そういう方々、グラウンドワークのみじゃなくて、あらゆる会合、団体におきまして、政策のどちらに向いておるのか、どのような仕事をやるのかというようなことは、いろいろ問題を投げかけ、御意見を聞いておるのが、あらゆる場でやらせてもらっております。ですから、必要な情報は提供しております。

情報公開というのは、これは御案内のように、公開請求があった場合に、これは請求者に対して開示する、あるいは非開示すると、こういうことになるわけでございますけれども、政策を実現するということになりますれば、いろいろ状況というものを説明し、理解を求め、協力をちょうだいするということになるわけでございます。そういう意味での説明でのいわゆる今よく言われているところの責任といいますが、そういうものは果たしておるつもりでございます。

それから、公の事業で……、ちょっと資料を今探しておりますから……、一つには、公表することを目的として作成し、または取得した情報というのは、非公開情報からは除かれておりますけれども、市の予算審議にかけたものにつきましては、公社が締結して、市がこれから取得するわけでございますけれども、補償額とか補償額の算定内容といったものは、これは公表することができない情報であると思っております。

それから、既に公表されている情報とか、第1問でも答弁申し上げましたけれども、刊行物への寄稿とか、選挙公報に登載する経歴や政見等の公表というようなものは、これは公表されておるわけでございますので、予算書に表示されているそのものは公表されても差し支えない情報でございますけれども、その内容に関しまして、公表されている以外の情報につきましては、これは公表できるものではないと思っております。

それから、公共事業のかかわりでございますが、これも先ほど申し上げましたけれども、市民の税金で賄われる公共事業で、一般市民の関心事であると言いましても、個人情報保護を保護しなくてもよいということになるわけではございません。これも御理解いただけるものじゃないかなと、このように思っております。ですから、公開することが公益上必要と認められるものについては、公開することに失礼しました、ちょっと訂正します。

人の生命とか身体等を保護するために開示することが必要なものを除くなどを非開示情報におきましてはとっておるわけでございまして、そういう生命、身体を保護するための必要なものを除くなどの利益考慮というものを行った上で、なお非開示とすることの必要性が認められる情報であるということになりますれば、これをみだりに公開するということは、公益に反し、許されないことだろうと、このように思っております。

したがいまして、本市の条例におきまして、食中毒が発生した施設の名称とか、あるいは公害行政処分など、人の生命、身体または健康を保護するために必要な場合などがこれに当たるものと想定しておるわけでございませぬ。

それこれ申し上げましたのでございまして、今回のケースにおきましては、開示するということではできませんと。

以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問にお答えいただきましてありがとうございます。

人事管理に関していろいろ申し上げました。一般の市職員と申しますか、多くの市職員から私たちにいろいろと来ておりますそうした問題について、やはり謙虚に受けとめていただきたいということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

私、前に庶務課長を経験なさった方から、人事の異動の際の市長とのやりとりを具体的にお話を聞いたことがあります。市長の名誉のため、ここでは申し上げませんが、そうした職員から差別だの、あるいは制裁だの、こうしたことの言われることのないような人事管理をやっていただきたいと、こういうことだけお願いしておきたいというふうに思います。

それから、まだ申し上げなければなりません。

的確な答弁をいただきたいというふうに思っていますけれども、要するに、いわゆるグラウンドワークの件で必要な情報は提供すると、こういうふうに言われました。そこで、私は先ほどから言っているんですが、そうしたいわゆるグラウンドワークにしても、ワークショップにしても、本当に住民が参加して同じような土俵に上がって政策を練り上げると、こういうふうなものであれば意思形成過程の情報は公開しないとだめでしょうと、こういうふうに言っているんですね。その条例は市長御承知のように、本市の情報公開条例では、それは公開されない部分に当たるわけですね。したがって、その部分をはっきりさせてくださいと、こういうふうなことなんです。

それから、最後に公共事業とのかかわりで開示はしないと、こういうふうに申されました。これ以上もう詰めても、多分だめでしょう。同じような答弁しか出てこないというふうに思います。ただ、情報公開条例じゃなくて、先ほど申し上げましたが、先進的な地域で運用されているようないわゆる情報公開条例に比較をしますと、非常に立ちおけていると言われている情報公開法、その法律の中でさえも個人情報部分を切り上げて、いわゆる公益上、それは必要だと、こういうふうに認められる場合は、それは財産であろうと、先ほど言われましたね、それは公開されてしかるべきだと、こういうふうなものになっているんですね。

したがって、こうした議会などのいわゆる機能というふうな問題を考えたときに、どういうふうにその自治体の長として考えるんだということだろうというふうに思います。

私はそれでよしとはしませんけれども、多分もう言ってもむだでしょう。そういうことで、もう少し情報公開法のその公益上の問題についてもお調べになっていただきたいというふうに思います。

最後に申し上げたいというふうに思いますが、先日来、一般質問の中で市長の無競争当選ということで五選を果たされたということで、それぞれの議員から祝意やあるいは激励が言われておりました。中でも、市長は直接選挙で選ばれるんだからということで、大統領選挙に例えられて、市長はだれでも立候補できるんだから、それが無競争ということで、対立候補がなかったんだと。したがって、これまでの市長の政策が全面的に評価されてきたわけだから、どんどんやってほしいと、こういうふうに励ましがあつたかというふうに思います。

私はこれを聞いておって、議会人としてそうしたいいわゆる自治体の長に対する激励の仕方であつたのかどうかというふうな、ちょっと疑問を持ちました。後から質問してしゃしゃり出て、何を言うんだお前はというふうにおしかりを受けそうですか、私の地方自治というものに対する理念と申しますか、考え方でありますので、ひとつ御容赦をいただきたいというふうに思いますけれども、いわゆる議会と長というふうなかわり方の私の考え方でありますので、理解をしていただきたいというふうに思いますが、私は、議会人としての市長の五選に対する激励であれば、むしろ戒めて、それで対立候補がなかったといえどもおごってはならんと、謙虚に市民に耳を傾けて、少数意見といえども大事にして市政執行に当たってほしい、こういうふうな激励であるべきでないかなと、こういうふうに聞いておって感じておりました。

大変失礼を省みず申し上げましたが、私はそのことを市長の五選の当選に当たってはなむけの言葉にして質問を終わりたいと思います。

那須 稔議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号22番、23番について、21番那須 稔議員。

〔21番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、公明党と通告してある件に関心を持っている市民を代表して、私の提言と考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いをいたしたいと思えます。

佐藤市長におかれまして、去る12月の市長選挙におきまして、5期目の当選を果たされたこと、お喜びを申し上げ、御期待をするところであります。

最初に、通告番号22番、IT革命に対応した電子市役所の構築について質問させていただきます。

ITという言葉が新聞やテレビに毎日のように登場し、雑誌などでも毎週のようにIT特集が組まれています。書店の店頭には、たくさんのIT関連書籍が並んでいることと思えます。ITを目にしたり、耳にしたりしない日の方が少ないという人も大勢いらっしゃるのではないかと思います。言葉が広まり始めてからほぼ1年半がたった現在、日本はまさにIT革命の真ただ中にあると言われているのであります。実際、パソコン、インターネット、携帯電話など、生活の中のあらゆる局面にITが浸透してきております。ビジネスでの利用が進んでいるのはもちろんのこと、ITはあって当たり前のものとして、既に根づいているのではないかと思うものであります。

このように、近年の情報通信技術の飛躍的な発展を背景に、社会経済活動は大きな構造変革に直面していると言われており、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワーク化が進行しております。

こうしたIT革命の進展は、行政のあり方に大きな影響を及ぼしつつあります。この間、国においては平成10年に高度情報化、通信社会推進に向けた基本方針が決定され、21世紀初頭に高度情報化された行政、電子政府の実現を目指すという方針が示されました。

また、平成11年にはミレニアムプロジェクトについてを決定し、2003年までに民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築することとされております。さらに、平成12年7月には、IT革命の恩恵をすべての国民が享受でき、国際的にも競争力を持つIT立国を目指すため、政府全体での総合的な施策を推進するIT戦略本部が内閣に設置されることとなりました。

それに同年8月には、各地方公共団体に対し、IT革命に対応した情報化施策等の推進に関する指針を送付し、地方公共団体における基本的な方向と、今後の課題と具体的な取り組むべき事項等について示しております。

また、平成13年1月に、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、通称IT基本法が施行されるに至っているのであります。

そのような状況の中にあって、国と地方公共団体との今後の具体的取り組みとして、2003年、平成15年までに全国の自治体と中央省庁が光ファイバーで結ばれることになっているとのこと。また、住民基本台帳ネットワークシステムについては、現在本市においても基本設計に基づいて市町村の区域を越えて、全国どこでも住民票の写しの交付が受けられるための準備作業を進めており、2003年の稼働に向けて整備を進めているとのこと。

また、国税の納税申告等の電子化については、インターネット等のネットワークで行うことのできる電子申告システムが構築され、一部の税目等について2003年から運用を開始することとされております。それに電子機器利用による選挙システムの検討についても、現在進められているようであります。

本市においても、情報技術の利便性とそれがもたらす利益を活用し、行政事務の効率化、住民サービスの向上等に取り組んでいるようであり、このような状況の中で、地方自治体としてもIT革命に対応し、国と歩調を合わせて施策の推進が要請されているのであります。

過日の同僚議員の一般質問に対して、市長は本市においても電子市役所を目指すとした答弁をされておりました。それらを踏まえて御質問をさせていただきます。

一つには、全庁的な推進体制の確立についてお伺いをいたします。

電子市役所の構築については、行政手続のオンライン化を初め、その他の情報化の事業については、庁内からのあらゆる業務にまたがるものであります。そのことから、計画の策定、情報システムの整備、それと運用管理等々にわたって、全庁的な推進体制を整備することがどうしても必要になってくるのではないのでしょうか。また、情報化にするということは、単に情報所管課のみの問題ではなく、情報担当課と業務課との役割分担を明確にしながら、総合的に、そして戦略的に事業を推進していくことが必要であると言われております。

そこでお伺いいたします。

電子市役所を推進する上で、全庁的な推進体制というものを確立していくことが必要だと思いますが、設置についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、庁内LANシステムの導入についてお伺いをいたします。

OA化によって中小事業のシステム化が進んでいるわけではありますが、業務のつながりといった点では対応が困難となっており、事務事業全体の効率化や高度化などを行う場合の障害となっているのであります。本市の場合は、昭和42年にホストコンピューターが導入され、住民情報データを中心に、福祉、教育、国民年金、各種税などについて事務処理されております。また、各課には既にパソコンが配備され、事務の効率化に威力を発揮しているようであります。今後さらなる事務事業の効率化を図るためにも、OA化の進展によって庁内の業務のつながりが望まれているところであり、どうしても庁内LAN機能が必要になってきます。

庁内LANが走ることによって、何点かの機能があるとされております。一つには、全庁で使える各係の情報及び各課で頻繁に使う情報を登録して検索するシステムの機能があります。二つには、庁内で共通に使用する通知書や契約書などの様式を提供するシステムの機能、三つ目には、文書の作成、保管、検索ができるシステムの機能、四つ目には、相手の在席に関係なく、迅速、正確に送付するシステムの機能、五つには、ホストコンピューターとリンクすることにより、必要なデータを即座に検索し、提供するシステムの機能があります。

以上の機能をみるにつけ、庁内LANシステムの利便性と有効性が見えてくるのであります。また、平成8年に策定された行政改革大綱の中で、庁内LANの導入については、事務の合理化を図る上で必要ということで、今後の推進策としております。

そこでお伺いいたします。

事務事業への効率化、高度化を目指すためにも、庁内LANの導入についてどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

次に、地域に対する情報通信ネットワーク網の整備についてお伺いをいたします。

IT世紀の幕開けと言われることし、2001年、高度情報通信ネットワークがもたらすIT革命は、行政のあり方から生産、消費、教育、娯楽、ショッピングに至るまで生活を大きく変えつつあります。市民生活向上に情報通信を活用したまちづくりが各地で進められております。

そういう中であって、地方自治体としての取り組みが注目を集めており、IT自治体としては進んでいる市として、北海道の岩見沢市の例がよく取り上げられます。人口8万5,000人の規模のこのまちで、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに取り組みされております。1997年には、市の情報化の拠点となる自治体ネットワークセンターが完成、同時に双方向遠隔学習システムによる授業がスタート。97年から着手した市内への光ファイバーの敷設も進み、現在では57キロに達し、33の公共施設とつないでいるとのこと。これによって施設情報システム、庁内情報共有システムなどが次々と稼働していったようです。

特徴的なものとして、一つには施設情報システムであり、住民が利用可能な公共施設の予約情報や利用方法、行政のお知らせなど、市内に設置された端末機から取り出せるシステムとのこと。二つには、行政情報、住民サ

ービスシステムであり、市内3カ所に設置されたサービスセンターで、本庁舎までこなくても専門の知識などが必要なときに役所の担当部局とテレビ会議システムで結び、その場で行政相談ができるなど、まさにIT社会を先取りした自治体であるとのこと。

本市においても、電子市役所の構築をすることに伴って、本庁舎以外の公共施設との情報通信ネットワーク網を整備をして、住民への行政情報サービスを図ることが望まれているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。

一つには、情報化をネットワークする場合に、その基盤である市内の各公共施設と本庁舎を結ぶイントラネット網の整備についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

そしてまず、イントラネット網の基盤整備があつてからだと思いますが、将来に向かって、二つには図書館の蔵書情報などの検索、閲覧が市内の施設でもできるシステムを含めた施設情報システムの導入についていかがなものかお聞きをしたいと思います。

三つ目には、各主要施設とのテレビ会議システムの導入についていかがなものかお聞きをしたいと思います。

次に、行政の地図情報システムの一元化についてお伺いいたします。

行政では、数多くのさまざまな地図情報を持っておられ、使用目的に従って利用されているとのこと。それを各部門共通に利用できるよう整備することは、容易ではないと言われておりました。そんな中、情報技術を駆使することによって、各部門が共有して使える共通地図の作製が可能となってきております。これを地図情報システムと言い、他市においても既に導入をして稼働している市もあれば、これから取り組んでいく市もあるようです。

本市の場合は、各課、都市計画課、税務課、土木課、企画課とそれぞれ別々の地図を作成して使用しているようです。これらの地図情報システムの導入のメリットについて幾つが言われております。

一つには、データ検索が素早く行えることによって、窓口での迅速な対応が図られること。二つには、一般的な市民サービスだけでなく、身体障害者、幼児、高齢者など、社会的弱者の居住情報を的確に把握でき、きめ細かいサービスが行われることになるとのこと。

三つ目には、市民の安全性の確保として、防災計画を策定できるなどがあると言われております。実に行政業務の効率化、高度化を図り、市民サービスの向上につながるために電子地図を利用した地図情報システムの導入は、必要なことだと思います。

そこでお伺いいたします。

現在、使用している地図情報のデータの一元管理や共有化を図るためには、地図情報システムの導入についていかがなものかお聞きをしたいと思います。

次に、通告番号23番、庁舎の環境管理についてお伺いをいたします。

一つには、環境ISOの取得についてお聞きをしたいと思います。

ISOとは国際標準化機構の略称で、その設立目的は国際間のものやサービスの流通を円滑にするために世界共通の規格基準を設定することであり、現在ISOの規格は1万種類以上もあるとのこと。環境ISOは、地球環境の保全については大変な関心事であります。環境への取り組みや環境に関するコストのかけ方は、それぞれの国の社会経済状況によって大きく異なります。そこで、公平性、透明性を求める機運が高まり、国際規格として誕生しております。

ISOの規格の中でも、1996年に発行された14000シリーズは、環境マネジメントシステムと呼ばれ、環境改善のために管理と改善の手順や手法を標準化し、体系化したものとのこと。この規格は継続的に環境へのマイナス部分を減らすための仕組みや手法を定めており、環境ISOの認証を取得することで、環境に配慮した組織であることを証明することになると言われております。

従来では、一般行政事務においては、実行計画を立て、報告書をつくれれば取り組み完了となっておったようで

あります。しかし、ISO 14001では、内部監査制度を採用し、見直し、チェック機能を導入することになっており、従来の取り組みとはこの点が大きな違いになるようであります。また、組織における事業活動や事務活動に関連して発生する環境影響評価を考慮して、管理対象項目を特定し、これをもとに環境保全計画を立案、実行、評価、見直しをすることで仕組みを改善していくための規格になるようであります。

近年の環境への取り組みについては、大きく移り変わってきていると言われております。最初の時代は、1950年代後半から1970年代前半の高度成長期におけるもので、自治体における環境政策は産業公害に対するものであります。

第2の時代は1970年代から1980年代にかけてであり、産業公害問題は改善されたものの、乱開発による公害が大きく取り上げられておりました。

第3の時代は、1990年代に入ってからであり、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が人類の生存にとって重大な問題となってきている時代でありました。

本市の状況についても同様に、環境問題に対する認識は確実に高まりを見せているのであります。なぜ今ISOが必要なのかと考えてみた場合に、以上のようなことが言われております。

一つには、環境保全への社会的責任があるということです。寒河江市も一つの事業者、消費者としてその活動における環境へのマイナスの部分減らす責任があると思います。そのための対策として、省エネルギーや省資源対策、職員の意識の改革など、環境への配慮が必要ではないかと思っております。環境ISOの取得を目指して、環境管理マニュアルを策定することによって、具体的な目標を設定し、達成行動年度を明確にすることができるのではないかと思います。

他市の例などを見ると、本年に環境ISOを取得し、2002年度までに1999年度を基準に、庁舎で使用する電気量を1%削減する。また、ガソリンの使用量を5%削減、それにゴミの排出量を10%削減、またコピー用紙購入量を10%削減、そしてコピー用紙の古紙混入率を100%にする。それに工事の発注に際しては、設計段階から環境に配慮した設計とするなどに取り組み、大きな効果を上げ、イメージアップにつながっているという自治体の例などがありました。

二つには、市民、事業者に向けての環境保全に対する率先行動であると言われております。本市がこれからも発展を続けていく社会を形づくっていくためにも、市と市民、事業者がともに協力して、人と自然が調和、共生できる良好な環境の保全と管理を行っていく必要があります。寒河江市がみずからISO取得という率行的な行動を見本で示すことで、市民、それに事業者の環境への取り組みに拍車がかかるとともに、地域社会全体の環境保全に対する行動への大きな働きかけとなるのではないかと思います。

三つ目には、国際機関認証を取得することにより、自治体に対しての信頼性が出てくることだと言われております。自治体の業務は、日常の事務から公共事業まで、幅広い分野であり、庁舎各課や市民との連携の中で、環境に対する配慮を進めていかなければなりません。国際的な標準規格に適合していると、外部の認証機関から認められることで、効果的なアピールができ、環境行政への市民の信頼感にもつながります。

また、定期的に審査を受けることで情報の公開ができ、システムの正確な維持ができるのではないかと思います。

以上のように、環境ISOの取得がもたらす効果が大いなのであります。本市においても、庁舎の環境管理として建築物における衛生的環境を図るために、空気、水などの定期的な測定を行ったりしています。また、行政改革の経費の節減の取り組みとして、昼の時間帯の消灯に努めており、また再生紙利用などについても努力をされておられるようであります。

庁舎の環境管理というものを根本から考え、先ほどの三つの必要性から見ると、本市においても環境ISOを取得する時期かと思っております。

そこでお伺いいたします。

一つには、現在の自治体、それに事業者等の環境ISOの取得状況はどのようになっているのかお聞きをいたします。

二つには、本市として環境ISOの取得についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

次に、事務用品のグリーン購入についてお伺いいたします。環境を守るためには、大量生産、大量消費、大量廃棄という浪費型の経済社会から抜け出して、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることで、資源の消費を抑制し、環境へのマイナス面を少なくする社会がぜひとも必要だと言われております。これを循環型社会と言われていているようであります。

この循環型社会をつくり上げることが、急がなければならない背景には、現在の浪費型経済社会の中には幾つかの課題があるからだと言われております。一つには、高い水準にあるごみの発生量であり、二つには、低い廃棄物のリサイクルであります。

そんな中で、昨年5月に循環型社会形成推進基本法が成立し取り組まれております。そして、ことしの4月からはグリーン購入法が施行されることとなっております。このグリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境へのマイナス面ができるだけ小さなものを優先的に購入することのこと。

そこでお伺いいたします。

一つには、庁舎内で使用している事務用品について、環境に配慮した用品の購入についてどのように取り組まれているのか。また、今後購入予定の用品があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

二つには、このグリーン購入法については、地方自治体は努力義務とされているわけですが、本市としてはグリーン購入法に基づいて今後環境へのマイナス面の少ない物品の調達方針を作成し、これに基づき物品の調達を行うようになるのかどうか、調達方針の作成についてどのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

次に、低公害車の導入の推進についてお伺いをいたします。

地球規模での環境問題として温暖化問題があります。温暖化は、一酸化炭素などの温室効果ガスによって引き起こされたものであります。一酸化炭素は、化石燃料等の燃焼によって排出されたもので、自動車からの排出が全体の一酸化炭素の排出量の約2割を占めているとのこと。地球温暖化を抑制するためにも、自動車の排気ガスが規制され、環境への悪影響を少なくすることが望まれているのであります。

公害の原因となる温室ガス効果については、国において規制されており、排出ガスの環境基準が厳しくなっているとのこと。低公害車については、それらの基準をクリアしている車については、国土交通省が低排出ガス車認定実施要綱によって認定をしております。

そこでお伺いをいたします。

本市では、現在広報車としてハイブリッドカーが使用されているわけですが、今後について、低公害車と言われる環境にやさしい車について、公用車として導入してはいかがなものかお考えをお聞きしたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、IT革命に対応した電子市役所のことでございます。ITにつきましては、6日の日にも柏倉議員にお答えしましたように、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の制定や、e-Japan戦略の決定という流れを踏まえ、本市においてもITを活用した行政事務の効率化、高度化を通じた市民サービスの向上を図ることが避けて通れない課題だと考えておりまして、新年度からIT関連を担当する課に新たに職制を配置しまして、組織の充実を図り、IT関連の施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

お尋ねの電子市役所でございますが、これは御指摘もありましたように、いろいろな申請、届け出等がインターネット等を利用して自宅や職場からできるようになることで、住民の利便性が飛躍的に向上するものと考えられますので、まず情報化推進にかかる基本計画というものを策定しなくちゃならないと思っております。その上で、電子市役所として取り組む内容やセキュリティ対策などの運用課題等について関係各課と十分に検討する体制を整えて、そして国、県と歩調を合わせて電子市役所の構築に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

そのためには、全庁的な推進体制なるものをまず設置していかなくちゃならないものと思っております。

それから、庁内LANの導入でございます。

御指摘のとおり、庁内LANが導入されることによりまして、事務事業の効率化、高度化が図られるものと考えております。また、平成8年に策定しました寒河江市行政改革大綱において、今後の課題として庁内LANの導入による事務の合理化を掲げておるわけでございます。行政改革という観点からも積極的に取り組んでいかなければならない課題であると考えております。

パソコンの配置計画や庁内LANを活用して実施できる事務事業の内容と、それから運用時期等の計画を策定するなど、これも全庁的な推進体制の中で導入に向けて検討してまいります。

それから、市内の各公共施設と本庁舎を結ぶイントラネット網の整備についてでございます。

現在、民間において高速通信回線網の整備を積極的に進めており、本庁舎と各公共施設間の回線について、民間の回線利用も可能になってくると考えられます。そこで、コスト面での比較や不正アクセスの防止などのセキュリティの問題、さらには提供するサービス、質的、量的内容等を勘案して、独自回線を整備するか、民間の回線施設を利用するかについても全庁的な推進体制の中で検討してまいりたいと思っております。

それから、図書館の蔵書情報の検索閲覧システムを含めた施設情報システムの導入についてでございますが、ホームページを活用して、施設の情報を提供することは比較的容易でございます。電子市役所に付随して、必要なものと考えております。

電子市役所においては、各施設の使用申し込みもインターネットで実施できるようになると思われますので、施設の利用状況もインターネットでわかるようにしておく必要があるかと思っております。

そこで施設の情報提供とあわせて図書館の蔵書情報提供についても、全庁的な推進体制の中で導入に向け検討してまいります。

それから、各主要施設とのテレビ会議システムの導入についてでございます。本市のように、公民館などの施設と本庁との距離的差異が余りない自治体において、テレビ会議システムを導入するというようなことは必要ではないものと思っております。むしろ、市民からはインターネットを活用して、御要望や御質問などを発信していただくシステムを整備していきたいと考えております。

それから、行政の地図情報システムの導入と一元化についてでございます。地図情報システムを導入し、各部署で共通して利用できるように整理することで、行政事務の効率化、高度化が図られるものと思っておりますが、

その導入に際しましては、単に地形図を電子地図化するだけでも多くの経費を要し、またその更新に際しまして、多くの経費が必要となります。

現在、民間において電子住宅地図を安価に提供するようになっており、その電子住宅地図を活用したシステムも開発されているようでございます。また、地形図についても、衛星撮影を活用した電子地図が販売されるのではないかと考えております。国におきましても、異なる部署間で共通に利用できる共用空間データベースを構築するための実証実験を行い、今後、統合型地理情報システムに関する指針等を示すこととしておりますので、今後の国の方針や経費の問題を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

次はISOのことについてのお尋ねでございます。

先ほどおっしゃられましたけれども、環境ISOというのは、事業所内の生産活動が自然環境に与える影響をみずから測り、改善させていくために国際標準化機構、いわゆるISOが定めた規格の一つでございます。御案内のとおりでございます。この機構は、世界共通規格、それから基準の設定を行う国際機関なわけでございますので、国際貿易の発展に伴う取引の障害を取り除くことを目的に1947年に設立されたもので、スイスのジュネーブに本部が置かれております。ISOの内容につきましては、議員の御意見のとおりでございます。

これまでの企業における環境対策は、公害問題に関連する法規制への対処や、周辺住民対策として個別に行われてきましたが、近年は地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、廃棄物処理の困難な地球レベルの環境問題が深刻になってきています。現在は、環境問題は地球的規模にまで拡大、多様化して深刻なものとなっております。

このような事態を踏まえ、企業は環境問題の自主的な取り組みと継続的な改善が求められ、国内の多くの企業が環境監査、環境保全、負荷軽減のための仕組みに関する規格、ISO 14000 シリーズの取得がなれしているようでございます。

行政にとりましても、事業者としてISO 14001 の取得に向け、省エネ、負荷の低減、環境保全に向けた取り組みを積極的に進めていることを示すことで、地域社会の中で市民と企業、行政が一体となって環境行政を推進しているということが大きな意義があるわけでございます。

そのISO 14001の取得に関しましては、環境目標の具体的な項目基準や数値基準はなく、それぞれの組織が自己の経済的、その他の状況に照らして独自に目標を定め実行し、審査登録機関がその組織の置かれた状況に照らして、環境目標と実行状況等が妥当かどうかを判断するものでございます。そして、設定した目標達成に向けた継続的な行動と見直しが常に求められ、全職員の継続した教育と進行管理が求められるわけでございます。

既にISOを取得している自治体の例を見ますと、公共事業における環境負荷の軽減として、建築廃棄物のリサイクル率を高めるとか、電気、燃料、紙、水などの使用量の削減、ごみの削減など、環境負荷の軽減を図るための環境目標を定めているようでございます。

現在、本市におきましては、全職員から経費の節減、節約の提案をさせまして、徹底した節約、節減を行っております。その内容は、直ちに実施する項目として39件、今後の検討課題とし、現在検討しているのが18件、さらに行政改革の実施計画に盛り込んで実施するものが4件でございます。

その中には、再生紙の活用、電気、紙、水等の使用量の削減等が含まれており、ISOの取得条件に値するような経費の徹底した節減、節約を行っております。

環境負荷の軽減は、行政改革と合致するものであり、行政改革推進の手段としても、ISOの取得を目指す自治体もあるようですが、本市としましては、当面将来のISO取得を視野に入れ、徹底した経費の節減節約に向けて、全職員が一丸となって取り組んでおります。したがって、ISOの取得は近い将来の課題だと思っております。

また、県内自治体のISOの取得状況についてでございますが、県内ではただ1事業所、県の機関である山形工業技術センターが昨年の3月に認証を受けているのみでございます。

本年2月22日の山形新聞によりますと、山形県が本庁舎を対象にISO 14001の認証取得に向けて動き出した

という記事が載っております。

次に、庁舎の環境管理の中でグリーン購入とか、それから低公害車の問題でございます。

地球環境問題が顕在化する中で、持続可能な社会をいかに実現するかが世界共通の課題となっており、その実現に向け、行政、事業者及び市民がそれぞれの立場で、積極的な立場で行動する責務を持っております。本市についても、行政として地球環境問題の解決を図る責務を負うと同時に、事業者、消費者としましても、環境に配慮して行動する責務を負っているわけでございます。みずからの事業活動における消費活動が、環境に対して負荷を与えているということを常に認識し、事業者、消費者の立場から環境負荷の軽減に努めていかなければならないと思っているところでございます。

このようなことから、本市では平成11年9月に、一括購入している事務用品について、地球にやさしい物品への移行を目的とした大幅な見直しを行いました。用紙類21点中10品目、消耗品62品目中14品目を環境負荷の低減に資する製品に切りかえを行ってきたところでございます。

一例を申し上げますと、印刷用紙についてはすべて古紙配合率100%、かつ白色度70%の用紙に切りかえるとともに、庁用封筒につきましても、古紙配合率70%かつ白色度80%の用紙を使用しております。また、ボールペンにつきましても、再生樹脂を使用した製品に切りかえを行ってきたところでございます。

さらに、共通消耗品以外のコピー用紙、トイレットペーパー等につきましても、環境に配慮した製品を積極的に導入してきたところでございます。

今後の導入計画でございますが、昨年9月に一括購入による経費削減を図るため、各課が独自に購入している消耗品等の調査を行いました。その結果を踏まえ、22品目を新たに共通消耗品に追加してまいります。そのほとんどを環境配慮型事務用品にするとともに、パーツ交換可能なものに新年度から切りかえてまいります。

次に、グリーン購入法に基づく調達方針の作成について申し上げたいと思います。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、通称グリーン法でございます。これが、御指摘のように昨年の5月24日に成立し、同月31日に公布されたところでございます。

グリーン購入法は、国等の公的部門による環境負荷の低減に資する物品等の調達の推進等について定めるものでありまして、国は基本方針を策定し、各省各庁の長は基本方針に即した調達方針を毎年度作成し、公表するとともに、調達の実績概要を取りまとめ、環境大臣に報告するというものであり、去る2月2日に基本方針が閣議決定されております。

地方公共団体につきましても、毎年度環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努めるものとされているわけでございます。この法律は政府提案ではなくて、全与野党による議員立法でございます。

グリーン購入では、地方自治体や民間企業の方が国を大きく先行し、循環型社会を掲げ、環境政策を打ち出す国がおくれをとってきたことがその背景にあるとも言われております。実際、全国的に見た場合でも、三重県、滋賀県、仙台市などが先駆的に実施しており、本市におきましても、先ほど申し上げましたとおり平成11年9月に見直しを行っているところでございます。

その法に基づく調達方針についての考え方になりますが、グリーン購入法第10条では、公的部門の一員である地方公共団体についても毎年度環境物品等の調達方針の作成及び当該方針に基づいて物品等の調達に努めるいわゆる努力義務が規定されているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、本市では既に平成11年度に大幅な見直しを行い、かなりの物品を環境物品等に切りかえるとともに、今後についても引き続き実施していく考えでございます。

また、県内の状況を見ましても、県を初め市町村において温度差はあるものの、順次環境物品等については購入を進めているようではありますが、調達方針の作成にはまだまだ緒についたばかりであり、具体的な動きがないようでございます。

このようなことから、調達方針の策定につきましては、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

次に、低公害車の導入について申し上げます。

低公害車につきましては、都市における大気汚染対策や地球温暖化対策の主要の柱の一つとして、特に大都市圏において導入が望まれているところでございます。

低公害車は、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、電気自動車を総称して呼んでいるわけですが、そのうち実用化しておりますのは、ハイブリッド自動車と天然ガス自動車でございます。しかし、実際に本市で導入するとなれば、燃料補給等の関係から、ハイブリッド自動車に限られてくると思っております。

ハイブリッド自動車は複数の動力源を組み合わせることで低公害化や省エネルギー化を図った自動車であり、既に市販も開始されておりますが、値段的には同クラスの自動車と比較して非常に高く、このことが導入が進まない大きな要因になっております。

本市では、現在 123台の公用車を所有しておりますが、ハイブリッド自動車は昨年企業から記念事業として寄贈を受け、現在広報車として利用させていただいている 1 台だけでございます。

このようなことから、コスト面で問題があるため、現段階では低公害車の導入につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。今後、公用車を購入する場合は、排気量が小さく、燃費のよい軽自動車にできるだけ切りかえを行いまして、経費節減を図ると同時に、少しでも地球温暖化対策に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

休 憩 午後 2時55分

再 開 午後 3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員。

那須 稔議員 1問目、IT、環境ということで質問させていただきましたけれども、私の提案に対しまして、真摯に受けとめていただきまして、それぞれ御検討いただきまして、大変にありがとうございます。

2問目に入るわけでございますけれども、大変各提案に対しまして前向きな御回答がございました。しかし、もうちょっと少々質問したい点もございますから、質問を2問目に入らせていただきたいと思っております。

先ほど、市長の方からは全庁な推進体制の確立という中で、基本計画を作成するということと、それから推進体制の確立ということが具体的に言われました。今回のITを進める上では、先ほどの1問目でも申し上げましたけれども、当時自治省、今は総務省でありますけれども、IT革命に対応した地方自治体の取り組みの指針ということで出ておりまして、その中でそれぞれ各地方自治体の方ではその組織の確立ということで取り組んでいるようです。

もう既にスタートしている自治体も幾つかございまして、そのような自治体の組織体制を見ますと、助役が先頭になってそれぞれ各課、各部の代表が推進組織の中に入っております。県の方でも昨年の9月に体制を立ち上げまして、副知事を先頭にそれぞれ各関係部ということで、推進体制が確立をしておりますけれども、本市の場合は、先ほど市長の方では推進体制というものを確立とすることがございましたけれども、具体的にどのような体制になっていくのかお考えがございましたら、1点お聞きをしたいと思います。

それで、先ほどの指針の中でも首長のリーダーシップのもとでそれぞれ組織を確立することというような文言もございまして、その辺どのように考えられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、庁内LANシステム、これについても前向きに導入ということが市長から答弁ございました。これも、本市の場合はもう既に各課の方にもパソコンも配備になっているということでありますけれども、昭和42年にホストコンピューターが導入しております。それで、実際に庁内LANシステムを走らせる場合に、やはり先ほどの何点かの庁内LANの機能特性を第1問で話しましたけれども、やはり最終的にはホストコンピューターとのつながり、要するに膨大な情報量を常に瞬時に使えるということが大きく事務の効率化につながるのではないかと、このよう思います。それで、実際に導入ということでありますけれども、その辺ホストコンピューターとのLANとのつながりはどういうふうにご考えておられるのか。そして、これは膨大な資料でもありますし、セキュリティシステム、要するに情報が外部に流れるということもありますから、その辺の情報管理についても非常に問題があるかと思っておりますけれども、その辺のホストコンピューターとのつながり。

ある市などでは、必要な情報をサーバーを設けて、そのサーバーから取り出すシステムなどもやっている市もございまして、本市の場合、その庁内LAN導入に移行する段階で、そのホストコンピューターとのLANとのつながりはどのようにしていくのかお聞きをしたいと思います。

それから、導入の時期でありますけれども、先ほどは庁内のITの推進委員会等で具体的に検討されるという話をされておりますけれども、これはITについてはもう非常に早い速度でいろいろな取り組みを各市町村ともされておられます。そういう意味では、本市としても平成8年の行政改革大綱の中で、もう既に庁内LANについても課題ということで上げておられますから、私は早い時期にこのLANの導入をすべきではないかと、このように思いますけれども、実際には推進委員会の方で検討なされるわけでございますが、その辺の現在の市長の考え方、ございましたらひとつお聞きをしたいと思います。

それから、地域に対する情報通信ネットワーク網の整備でありますけれども、それらについても市長の方での各公共施設とのイントラネット、要するにつながりでありますけれども、その辺については、今後の推進委員会の方で独自の配線を持つのか、あるいは民間の配線を使用するのかなというようなことを含めながら検討していく

という話がありました。

これは先ほど私、岩見沢の例を挙げましたけれども、ここの岩見沢では光ファイバー、これを用いております。実際には、各電話線と光ファイバーの違い、大きな違いがあります。電話線は1回線でありますけれども、光ファイバーは1回で約2万、ですから1対2万というような情報量の多さとスピードが違います。そういう意味では、各施設を光ファイバーでつないでいるというような状況にあったようです。

ですから、今後市とすれば、その辺各公共機関と結ぶ中で、民間としても光ファイバー敷設に対しても、これは可能かと思えますけれども、もしも民間で敷設する場合についても、この光ファイバーという中での敷設を私は要望していくべきではないかと、このように思えますけれども、その辺市長の考え方ございましたらお聞きをしたいと思います。

それから、テレビ会議システムでありますけれども、このシステムについては、市の場合はそんなに遠くないということで、導入する見込みはないと話をされておりましたけれども、私は各公共施設と本庁舎が結ばれる段階の中で、やはりこの光ファイバーを敷設することによって、テレビによる相談、あるいはテレビによる市民相談、あるいはテレビによる会議、そういうものが可能になってくるのではないかなと思っております。

ですから、当然今の時代というのは、そこに来て話をするのではなくて、やはりこれはスピードと、それから情報量の多さ、それからその時間帯を別な面に使えるということからしますと、やはり私は電話よりも、きちっとした本人が見えて反応がわかるという中での会議形式というものを採用することがよりこれから望まれるものではないかなと思しますので、その辺今後の課題として取り上げられないのかどうか、その辺も推進委員会で取り上げられないのかどうか、ひとつ市長の方から再度お聞きをしたいなと、このように思っているところです。

それから、各施設情報について、市長の方ではインターネットということで話がありました。これは非常にインターネットが普及しておりますので、施設についてもインターネット上でそれぞれだれが、いつ、どのように借りるかということが可能なんですけれども、これはインターネットに入りますと、自分がいつ借りるのか、あるいは他人がいつ借りたのか、その情報がすべてわかっていくということになってしまいます。ですから、そういう意味では、情報がわかってもし支えはないんですけれども、その辺インターネットの利便性はあるんですが、自分がいつ借りるのか、あるいは相手がいつ借りられるのか、そのプライバシーといいますが、その情報がすべて画面上に写ってくるということから、非常に問題になる点もあるのではないかなと思えますけれども、その辺インターネットで使う、インターネットの検討をなされるという話がありましたけれども、その辺のことに何か考え方がございましたらお聞きをしたいと思います。

それから、行政地図システムの導入でありますけれども、これは私と伊藤昭二郎さんの2人で、昨年10月北本市の方に視察に行ってきました。この北本市ではもう既に地理情報システムを一部導入している市です。これは、実際には先ほど市長からもありましたけれども、この地図、それは民間企業であるゼンリンという会社の地図を使って、それぞれこのシステム導入を立ち上げておりました。

これは、実際には非常に有効な地図システムです。要するに、企画で使っている地形図、それから土木で使っている道路台帳、そしてまた都市計で使っている都市計画図、それから税務で使っている地籍図、字きり図、そういうものがすべてその地図一本でわかっていくという情報がすべて入っております。

これは、すべてが道路情報がベースになりまして、その道路情報からそれぞれ入れていくというような内容です。ですから、今の段階ではまだ道路と下水管の配管等々についての情報しかありません。これは期間が約10年がかり、平成8年から始めまして、平成17年の10年がかりでそれぞれ終わっていくという仕事でありました。ですから、まだ道路情報しか入っていません。これから固定資産なり、あるいは都市計なり、あるいは農業情報なり、あるいは防災情報なり、すべてのものをそれにかぶせていくという話をしております、実際には10年がかりという話をしております。

ですから、そういう意味では、先ほど市長からもそれぞれ電子地図、民間が発行しつつあるものなどを使用し

ながら今後の検討課題という話がありましたけれども、ひとつこの辺についても、今後前向きにひとつ取り組んでいくという市長の話がございましたが、これも早目に取り組んでいただきたいなというところです。

それから、環境でありますけれども、環境ISOの取得、市長の方からは、今市でそれぞれ具体的に取り組んでいる話がありました。やはり、市の方でも平成11年からグリーン購入などをやりながら、環境に配慮したものをやっているなということで、非常に關心させられたわけでありますけれども、実際には市でやっていらっしゃる、計画を立てながら実行しているやり方と環境ISOの違い、1問でも申し上げましたけれども、これは根本的に全然違ってきます。そういう意味で、やっと県、市、町クラスで今後導入するというところで予定している市町、あるいはもう既に先ほど市長からありましたけれども、県の工業技術センターなどが取得しております、動いておるわけでありますけれども、そのほかの民間企業なども非常に取り組んでおります。先ほど市長からは、やはり民間企業が出すいろいろな公害に対する配慮をするということから、この環境ISOの取得について前向きになっているわけでありますけれども、その辺、寒河江市内の取得の状況、どういうふうな状況になっているのか。寒河江市内でこの環境ISOをもう取得しているという企業があるのかどうかお聞きをしたいし、県内の状況、どういうふうになっているのか。先ほど1問目で質問をしたんですけれども、御回答がなかったようですから、お聞きをしたいなと思っております。

それから、この環境ISOについては、市長の方でも今後の課題ということで話ございましたけれども、やはり私は、これはなぜ公共機関が取り始めたのかなということを考えますと、先ほども市がとる必要がある点、3点ほど申し上げましたけれども、やはり率先行動なのかなと、各企業なども取っておりますし、市が先駆けて取るということが大事な点が1点あります。

それから、国際認証制度を取ることによって、市民の市に対する環境問題の信頼感というものが非常に増してくるということから、やはり私は市としても先駆けて取るべき認証なのかなと、このように思いますけれども、ひとつ市長の方でも余り先伸ばしにしないような形で環境ISO、前向きに御検討していただいて、取り組んでいただきたいなと、このように思っているところです。

それから、低公害車でありますけれども、低公害車については、市長の方でも今後の検討課題ということになりましたけれども、低公害車と言われる車は限定されているようです。先ほど市長からそれぞれありましたけれども、電気自動車を初めハイブリッドカー、それから液化天然ガス化、それぞれ低公害車と言われるものは限定されておりますけれども、その排出ガス基準が緩和された車、これは非常にあります。実際には国土交通省で、先ほど第1問でもお話ししましたけれども、認定しております、12年度排ガス規制25%、あるいは50%、あるいは75%、そして低公害車のハイブリッドカーなどは75%に値すると、このように言われております。ですから、その75%等に値する車を見ますと、各メーカーでそれぞれ出しておる車も多くあります。ですから、その辺今後の導入に向けて、どのような車を考えていらっしゃるのか、低公害車というような車の中で、排ガス規制、何%ぐらいの車を購入されるということをお聞きをしておられましたけれども、どのぐらいの排ガス規制の車を考えておられるのかお聞きをしたいと思っております。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 推進体制でございますが、13年度には、ITを担当するところの職制というものを置こうかと、こう思っております、これをまず配置して、そしてこの速やかに全庁的な体制というものを立ち上げていきたいと、このように思っております。

だれがトップになるのかということでございますが、市長、あるいは助役、あるいは部外のどなたかと、こういうようなことをいろいろまだそこまでは考えておりませんが、少なくとも全庁的な立場、あるいは全庁的な立場をにらんで推進体制がスムーズに動くような体制、システムづくりをやってまいりたいと、このように思っております。

それから、庁内LANとどういうふうに取りつなぐのかと、こういうことのお話でございますが、私も余りこういう面は明るくないのでございますが、各職員が庁内にパソコンを持っておられるわけでございます、それらとサーバーというものをつなぐとかならないんだろうし、サーバーとまた外部の公共施設というものをつなぐとかならないんだろうと、こう思っておりますし、そしてまた、住民登録台帳の件があるわけでございます、これは15年度からこれを稼働しなくちゃならないと、こういうことになっておりますので、そうしますと、この国、県とのつながりというようなものも出てくるわけでございます、この辺も推進体制ができたならば早急に対応してまいりたいと思っております。

それから、イントラネット、これは独立か、あるいは民間かというような御質問でございますけれども、やはり民間になりますと、セキュリティの問題がございますので、独自になるのかなと、こう思いますけれども、この辺も十分今度議論していただこうかと、このように思っております。

それから、光ファイバーを使うかどうかというようなことでございますけれども、この辺のことは私もちょっとまだ、どのような中で光ファイバーを利用できるかどうかというようなこともまだ勉強不足でございますので、これはお答えは保留させていただきます。

それから、ITを使ったところの会議と、第1問におきましては、これは余り広くない寒河江市内でございますから、これを使ったところの会議は要らないのじゃないかと、こういうことを申し上げたわけでございます、まだまだやはり顔を突き合わせてのフェイス・トゥー・フェイスでの会議というものがまだ残ってくるのじゃないかというような気がするわけでございますけれども、この辺も推進委員会で議論していただこうかなと思います。

それから、施設の利用をしますと、部外者にも、関係者以外にもわかってくるんじゃないかなと、プライバシーの保持というものが難しくなるのじゃないかと、こういうようなことがあるわけでございますけれども、そういう技術的な面、あるいはどうしようかなというこの辺も、実際このLAN等を立ち上げたときにどうするかというようなことをやはり検討していただこうと、こう思っております。

それから、地図情報でございますが、これは経費がかかるということでございます。先ほど申し上げましたように、現在のところはこれに取り組むのは難しいのではないかと、これは素人目でもこういうふうを考えます。民間を利用するのがいいのじゃないかなと、こう思っております。

それからISOですけれども、1問でも答弁申し上げましたように、やはりこれは行革と私は裏表になると、こういうことございまして、環境に対する負荷を少なくするということが経常的な経費を市役所から少なくすると、そういう行革の経費節減、節約ともつながるわけでございますので、大いに促進してまいると、現在もやっておりますけれども、さらに促進してISOの取得に向けて進めたいと、こう思っております。

御指摘のように、取得するということになりますれば、やはり市民の考え方もさらに変わってくるだろうし、花と緑・せせらぎのまちでございますれば、なおさらのことこういうことをするということも必要だろうと、このように思っております。

それから、低公害車とISOの取得状況等々については、担当の方から申し上げます。
以上です。

佐竹敬一議長 企画調整課長。

荒木 恒企画調整課長 では、私から I S O の14000 シリーズ、いわゆる環境マネジメントシステムの県内の取得状況を申し上げます。

県内では48社であります。うち寒河江市内の企業が2社取得をされている状況であります。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 低公害車の排ガス規制の数値をどの辺に目途を置いているかというような御質問でしたが、現在低公害車と言われるものの燃料につきましては、電気とかガス、あるいは電気とガソリンと一緒になったいわゆるハイブリッドカーとかいろいろあるわけでございますけれども、そういった市販になっている車の中から数値を検討しながら選んでいかなるを得ないのではないかと。そういった中で、燃料の補給が容易にできて、使用するに便利なものというような形になるのではないかと思います。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 それぞれありがとうございました。

これはITということ、今IT講習会も市内でしているわけでありましてけれども、市民の今ITに対する考え方、あるいはITに対して非常に興味を持っている方が出てきております。それで、市の方でもこういう形でITというものを前向きに市として取り組むのであれば、市民に対するITのわかりやすく解説をするとか、あるいはITというものを市民が理解できるような形で、講習会ばかりではなくて、ITそのもの、要するに電子市役所をする上で、先ほど市長も言いましたけれども、市民の協力、市民の理解というのが大変大事でありますから、そういう面では市として市民に対するITのPR、その辺今後どういうふうにしていかれるのか、お考えがありましたら最後にお聞きしたいと思います。

以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど議員からお話ございましたように、IT、ITと、ITの載らない新聞などはないようでございますけれども、やはり食いつけている人間はITというのはわかりやすいと思いますけれども、やはりまだまだIT戦略とか電子市役所とか、こう言っても何が何、どう変わるのかなとか、あるいはどういう方向に整備されていくのかなと、こういうことはやはりわかりづらいと思っております。それにおきましては、おっしゃるようにわかりやすく、インターネット等を持っている方でも持たない方でも、知識のある方でもない方でも、あるいは前にも話がありましたお年寄りでも、あるいは体の不自由な方でも、そういう方でも利用できるようになるんだとか、あるいは便利になるんだよというようなことがわかりやすいように、そしてまた市役所がより効率的、そしてまた効果的な行政というものにプラスになるように持っていかなくちゃならないと思いますので、それには市民の御協力、御理解というものが必要なわけでございますから、どのような形にしますか、早急に職制をつくって、そして今言ったようなことにも目を向いてまいろうと、これがやはり一番最初だろうと、こう思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第2、議第41号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第41号寒河江市助役の選任について御説明申し上げます。

本年3月31日付をもって松村眞一郎助役が退職となりますので、寒河江市助役に安孫子・也氏を選任いたしたく議会の同意を求めようとするものであります。御同意くださるようよろしくお願い申し上げます。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第4、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 御異議なしと認めます。

よって、議題41号については委員会付託を省略することに決しました。

に県と、それから寒河江市が協力して足並みをそろえていかなくちゃならないと、こういう課題だろうと、こう思っております。

そういう中で、いろいろな主事業というものを強力に推進していかなくちゃならない昨今でございます。そういう課題に取り組むということと、事業の円滑な進行と執行ということにつきましては、高い広い視点に立ちまして、豊富な行政経験を持って、そしてまた実務に精通した有能な人材というものを選任していかなくちゃならないと、私は思ったところでございます。

ですから、市の内外に幅広く人材を探してきたところでございますが、このたびちょうど県職員に適任者がいらっしゃいますので、その方に白羽の矢を立てて、そして県の方に要請したところでございます。

そういう中で提案申し上げている安孫子氏ということになるわけでございます。そして、県職員を退職して、向こうを退職してこちらにいらっしゃるわけでございます。そういうのにおきましては、候補者もその気になって寒河江市のために、本当に寒河江市のために尽力するんだという気構えと、そしてまたその情熱を持ってこちらにいらっしゃるかとは私は思っておりますし、本人もその気持ちだろうと、こう思っておるところでございます。

以上、経過等についてお話を申し上げ、御理解を得たいと思います。

佐竹敬一議長　伊藤　諭議員。

伊藤　諭議員　3年という約束があるのかどうかということについては、言明をされなかったようでありますけれども、県職員が退職して、市のために全力を挙げる気構えで本人も来ると、こういうことでありますが、私も今まで長年にわたって国から県へのこうした押しつけ人事というか、いわゆる天下り人事の反対の運動をやってきました。県の場合は、他の部長とか課長職が中心でありましたけれども、山形の場合、ほかの県においてはやはり副知事などへの天下り人事も数多くあるようであります。そういう方々はすべて着任をするときは県へ骨を埋めると、こういうつもりで頑張ると、こういうことで約束をして赴任をする、あるいは着任をしているんですね。

しかし、国の都合で二、三年、長い人で四、五年の方もおりましたけれども、大体3年前後のサイクルで帰ると、こういうことを繰り返してきた、これがいわゆる国が県へ対する天下り人事と言われるものであります。

こういうことが県から市町村へ、こういうことになっているわけでありまして、こうした国からの天下りの実態やここ最近の県から市町村への管理職等、あるいは助役等へのそういう人事の状況を見ますと、大体3年で帰っている、こういう実態があるわけですね。こうしたことから任期を本当に全うするのかということが非常に疑問に思うわけでありまして。

そういうことで、今市長は3年ということは言及をされなかったわけですが、県の方から返してほしいと、こういう要請があった場合、任期途中で返してほしいと、こういう要請があった場合に断固断ると、こういう決意がおりなのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長　佐藤市長。

佐藤誠六市長　まずもって天下りとは私は思っておりません。私が部内外を通して適任者ということで県にお願いしたわけございまして、県から押しつけたとか、あるいは県からの天下りだと、そういう気持ちでは毛頭思っておりません。

それから、3年というのはどなたが言って、議員が質問するのか全くわかりません。やはり任期いっぱい勤めていただく、そしてまたそのように本人も精を出すということだと私は思っております。

それから、県の要請がどうのこうのとまた申し上げられましたけれども、そういう仮定の問題につきましては、今の段階で何も答えられるものでございませぬ。

佐竹敬一議長　他にございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。(議長、採決の方法について)の声あり)川越議員。

川越孝男議員 この議第41号人事案件でありますけれども、助役人事でありますので、極めて重要な案件でありますので、無記名投票による採決をするように要望いたします。

佐竹敬一議長 ただいま川越議員より、議第41号の採決については、無記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手3名であります。高橋秀治議員。

高橋秀治議員 記名投票をお願いをいたしたいと思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 ただいま高橋秀治議員より、議第41号の採決については記名投票との要求がありました。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成者多数であります。

議第41号の採決については、川越議員ほか2人から無記名投票によらねたいとの要求と、高橋議員ほか多数から記名投票によらねたいとの要求が同時にあります。いずれの方法によるかは会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっておりますので、まず記名投票によるべしの要求について、無記名投票による採決をいたします。

会場準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は23人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。記名投票によることを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

出席議員の確認を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 それでは、私から点呼を申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也

議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番井上勝藏議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤 清議員。

〔投 票〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番荒木春吉議員、10番高橋秀治議員、15番伊藤 諭議員を指名いたしたいと思います。

〔開 票〕

開票の結果を報告いたします。

投票総数 23票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20票

反 対 3票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議第41号は記名投票で決することが可決されました。

議第41号について採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を点呼に応じ順次投票願います。

出席議員の確認を命じます。事務局長。

安孫子勝一事務局長 では、私から先ほど同様点呼申し上げます。

2番松田 孝議員、3番猪倉謙太郎議員、4番石川忠義議員、5番荒木春吉議員、6番安孫子市美夫議員、7番柏倉信一議員、8番鈴木賢也議員、9番伊藤忠男議員、10番高橋秀治議員、11番高橋勝文議員、12番渡辺成也

議員、13番新宮征一議員、14番佐藤頼男議員、15番伊藤 諭議員、16番佐藤暘子議員、17番川越孝男議員、18番内藤 明議員、19番松田伸一議員、20番井上勝藏議員、21番那須 稔議員、22番遠藤聖作議員、23番伊藤昭二郎議員、24番佐藤 清議員。

〔 投 票 〕

安孫子勝一事務局長 以上です。

佐竹敬一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議場開鎖 〕

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番松田 孝議員、9番伊藤忠男議員、19番松田伸一議員を指名いたしたいと思います。

〔 開 票 〕

投票の結果を報告します。

投票総数 23票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛 成 20票

反 対 3票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議第41号はこれに同意することに決しました。

白票（賛成）を投じた議員

2番松田 孝議員 3番猪倉謙太郎議員

4番石川 忠義議員 5番荒木 春吉議員

6番安孫子市美夫議員 7番柏倉信一議員

8番鈴木 賢也議員 9番伊藤 忠男議員

10番高橋 秀治議員 11番高橋 勝文議員

12番渡辺 成也議員 13番新宮 征一議員

14番佐藤 頼男議員 16番佐藤 暘子議員

19番松田 伸一議員 20番井上 勝藏議員

21番那須 稔議員 22番遠藤 聖作議員

23番伊藤昭二郎議員 24番佐藤 清議員。

青票（反対）を投じた議員

15番伊藤 諭議員 17番川越 孝男議員

18番内藤 明議員

散 会 午後4時15分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。